

会 議 録 目 次

平成30年第2回海田町議会定例会（第1日目）

平成30年6月5日（火）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2	会期の決定について……………	4
日程第3	諸般の報告	
	①議会報告……………	5
	②行政報告……………	5
	③報告第2号 損害賠償額の決定について……………	7
	④報告第3号 平成29年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書……………	16
	⑤報告第4号 平成29年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書……………	18
日程第4	海田公民館整備特別委員会中間報告……………	19
日程第5	承認第1号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の 一部を改正する条例）……………	20
追加日程第1	緊急質問 職員の病休等の件について……………	22
日程第6	一般質問	
	○多田雄一議員……………	24
	○佐中十九昭議員……………	39
	○住吉秀公議員……………	51
	○兼山益大議員……………	67
	○久留島元生議員……………	76
	○下岡憲国議員……………	81
	（延 会）……………	100

平成30年第2回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成30年6月5日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 6月5日 (火) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 3番  | 富 永 やよい |
| 4番  | 大高下 光 信 | 5番  | 大 江 康 子 |
| 6番  | 兼 山 益 大 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員 (1名)

2番 竹 本 誠

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 3番  | 富 永 やよい |
| 4番  | 大高下 光 信 | 5番  | 大 江 康 子 |
| 6番  | 兼 山 益 大 | 7番  | 下 岡 憲 国 |
| 8番  | 住 吉 秀 公 | 9番  | 宗 像 啓 之 |
| 10番 | 久留島 元 生 | 11番 | 岡 田 良 訓 |
| 12番 | 多 田 雄 一 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 桑 原 公 治 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員（１名）

2番 竹 本 誠

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 町 長             | 西 田 祐 三 |
| 副 町 長           | 胡 家 亮 一 |
| 企 画 部 長         | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部 長         | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部 長         | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次 長       | 門 前 誠 司 |
| 建 設 部 次 長       | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課 長         | 山 崎 純   |
| 財 政 課 長         | 吉 本 真 人 |
| 税 務 課 長         | 近 森 茂   |
| 生 活 安 全 課 長     | 脇 本 健二郎 |
| 住 民 課 長         | 水 川 綾 子 |
| こ ど も 課 長       | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課 長     | 新 藤 正 敏 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 森 原 知 美 |
| 建 設 課 長         | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課 長     | 早稲田 誠   |
| 教 育 長           | 佐々木 智 彦 |
| 教 育 次 長         | 伊 藤 仁 士 |
| 学 校 教 育 課 長     | 小 林 伸 二 |
| 生 涯 学 習 課 主 幹   | 倉 本 勇 登 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 | 岡 田 隆 弘 |
| 社 会 福 祉 課 主 幹   | 松 井 良 哲 |

~~~~~〇~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 川 修 治
主 任 水 野 啓 太
主 事 木 村 俊 英

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

①議会報告

②行政報告

③報告第 2 号 損害賠償額の決定について

④報告第 3 号 平成29年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書

⑤報告第 4 号 平成29年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書

日程第 4 海田公民館整備特別委員会中間報告

日程第 5 承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について（海田町税条例の一部を改正
する条例）

追加日程第 1 緊急質問 職員の病休等の件について

日程第 6 一般質問

日程第 7 第25号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）海田公民館建設工事（建設））

日程第 8 第26号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）海田公民館建設工事（電気））

日程第 9 第27号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）海田公民館建設工事（機械））

日程第10 第28号議案 海田町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第11 第29号議案 海田町国民保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 第30号議案 海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 第31号議案 海田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 第32号議案 平成30年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成30年第2回海田町議会定例会を開会いたします。

なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。

また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影を許可しておりますので御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。西田町長。

○町長（西田） 皆さん、改めましておはようございます。本日は、平成30年第2回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。本定例会には、報告3件、承認1件、契約認定3件、条例改正4件、補正予算1件を提出しております。

議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、本定例会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○議長（桑原） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第14に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より13番、崎本議員、14番、前田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月8日までの4日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月8日までの4日間と決めます。

この際、議長よりお願いをいたします。議員の皆様におかれましては、質問、質疑に

当たっては、地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の上、発言をしてください。

次に執行部におかれましては、質問の質疑の内容を十分理解の上、メモを取るなどして答弁漏れのなきよう、的確で分かりやすい答弁をしていただきたいと思います。

なお、質問、質疑の内容が不明なときには、議会基本条例及び会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて、内容を確認した上、答弁をしてください。

以上の点をお願いしておきます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付しております3月定例議会以降の主なものについて報告いたします。

5月28日から29日まで全国町村議長会議会の平成30年度町村議会議長副議長研修会が行われ、私が出席をいたしました。また、3月定例議会以降の常任委員会調査等、実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せて御参照ください。

委員会関係資料は、議会事務局に保管しておりますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。

以上で、議会報告を終わります。

暫時休憩をします。再開は追って連絡いたします。

~~~~~〇~~~~~

午前9時05分 休憩

午前9時07分 再開

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 休暇前に引き続き、会議を再開します。

続きまして、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許可します。町長。

○町長（西田） それでは、3月定例議会後の行政執行の状況について御報告いたします。

初めに新庁舎整備についてでございますが、3月末に新庁舎整備基本計画を策定し、基本構想に掲げる方針を、より具体化させ、今後の設計に向けた方針の整理を行いました。現在、基本設計業務に取り組んでおり、その一環として5月12日と26日に住民の皆様から直接御意見をお聞きする、新しい町役場の使い方を考えるアイデア交換会を実施

し、貴重な御意見をいただきました。

次に、仮称海田公民館の整備についてでございますが、実施設計業務を完了し、5月25日に、建設工事のうち、建築の一般競争入札を、5月28日に、電気、機械、工事監理の指名競争入札を執行しました。建築、電気、機械の建設工事につきましては今議会に契約締結の議案を提出させていただいております。

続きまして、梅雨時期前の水防対策についてでございますが、5月17日から25日にかけて、職員の水害対策訓練として堀川ポンプの運転訓練、防災パトロール訓練、発動機始動訓練、土のう作成訓練など実践的な訓練を行いました。

また、危険箇所の点検につきましては、5月29日には広島県と合同で急傾斜地のパトロールを、5月30日には道路及び急傾斜地の一斉点検を実施しました。

次に、災害時支援協定の締結についてでございますが、4月13日に災害時の情報伝達に関して、株式会社ちゅピCOMひろしまと協定を締結しました。

続きまして、5月24日には海田町防災会議を開催し、海田町地域防災計画の修正について議論していただきました。会議において、土砂災害危険区域の住民への周知や要配慮者利用施設の避難体制整備等について修正の承認をいただいております。

続きまして、6月2日に町民の方を対象に、平成30年度第1回自主防災リーダー育成講座を行いました。当日は28名の参加があり、災害にどのように備えるかについて学んでいただきました。また、西の谷川について、広島県が砂防法の規定に基づき、5月28日付けで砂防区域に指定する旨の告示を行いました。

次に、交通施策についてでございますが、5月21日に海田町地域公共交通会議を開催しました。平成29年度の循環バスの利用実績を御報告し、海田町地域公共交通の見直し等について御審議いただきました。今後、会議でいただいた意見を踏まえ、循環バスの運行目的の見直し等について検討を進めてまいります。

続きまして、街路事業、連続立体交差事業、尾崎排水機整備事業などの主要事業の推進についてでございますが、5月10日に国土交通省中国地方整備局と広島県に、5月15日に広島県選出国會議員、国土交通省、財務省等に予算確保に向けた要望活動を行いました。また、5月17日には道路整備促進期成同盟会の活動のほかに、東広島バイパス及び広島南道路について国土交通省と財務省に要望活動を行っております。今後も同様な活動を行う予定にしており、主要事業の推進に努力してまいります。

次に中学校給食についてでございますが、児童生徒とその保護者へのアンケート調査

を行い、その結果を基に、中学校給食について教育委員会内で検討をさせているところでございます。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについて御報告いたしました。

○議長（桑原）以上で、行政報告を終わります。

続きまして、報告第2号、損害賠償額の決定について町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第2号、損害賠償額の決定について。旧千葉家住宅駐車場内及び町道3号線で発生した事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について地方自治法第180条の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）それでは報告第2号、損害賠償額の決定について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いいたします。損害賠償額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により2件御報告させていただきます。

まず1件目の債権者は議案書の上段の記載の方で、損害賠償額は5万8,670円でございます。専決処分年月日は平成30年3月20日でございます。

事故の概要について御説明いたします。平成30年2月20日、海田町保健センターで1歳6か月児健診があり、健診後、健診参加者である普通車の所有者が、旧千葉家住宅駐車場内において出庫する際に、同じく健診参加者である駐車中の債権者が所有する軽自動車に接触しそうになり、停車しました。その状態を見かねた保健センター職員が、午後2時10分頃、普通車の所有者に代わり、運転しバックした際に、その車の右後部ドアが債権者の軽自動車の右フロントバンパーに接触し、両車両に傷が生じたものでございます。過失割合につきましては、当方を10割と定め、専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。なお、普通車の所有者は、町に何ら求償されない旨を確認しております。

次に、2件目の債権者は、議案書の下段に記載の方で、損害賠償額は10万8,632円でございます。専決処分年月日は平成30年4月16日でございます。

事故の概要について御説明いたします。発生時刻は、平成29年6月6日午後0時40分頃でございます。事故の内容でございますが、相手方がワンボックスタイプの貨物バンで、町道3号線の明神町2番地先を時速約20キロメートルで走行中、道路の凹凸により、

車が跳ね上がり、着地した際に車体の底部を道路ですり、車体底部がへこみ、ラジエーターの液漏れが生じたものでございます。過失割合につきましては、当方5割、相手方を5割と定め、専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。

なお、事故の際に、相手方が外傷性頸椎症いわゆるむち打ち等により、病院で受診しており、それに伴う人身傷害賠償について、三井住友海上火災保険株式会社から代理請求があったため、現在、その協議を行っているところでございます。今後、協議が整い次第、保険会社を債権者とする示談締結の専決処分を行う予定でございます。

この度の損害賠償額の決定は、海田町議会の委任による町長の専決事項の指定についての議決に定める法律上その義務に属する損害賠償で、その額が100万円以下の損害賠償の額を定めるものでございましたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）まず最初の件でございます。見かねて運転したいうても、相手側の承諾を得て、頼むけん代わって運転してくれやと、何らかあった場合には、当方が10割ということは、ちょっと私は親切があだになったということで、大変あれじゃが、当方が10割ということはほとんど当方の過失が多いということやね。その点について、私は職員がその人の承諾を得て、やってくれ言われて、承諾を得てやられた分なら、もうちょっと話のしようがあるかと思いますが、その点、もうちょっと詳しくお願いいたします。

2番目の件でございますが、海田町、私もあれして、何回かこういう事例がありましたが、グレーチングが外れたとか。海田町を見たら、いろいろ事故が起きそうな所、いろいろあるけん、私たちも指摘はするんじゃが、職員の方は月に何回か点検されていいますか。あそこが悪いんじゃが言うても半年もほったらかしであるところがありますが、こういう事態が起きるのが分かっということよね。なぜ、点検を、もっと重視して、人身事故まで遭うような箇所はまだいっぱいあると思いますが、それを重点的に点検されておるかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）まず1点目の承諾があったかどうかということでございますが、所有者の方が運転できないからしてくださいというふうに依頼したのではなくて、

もうどうにも前にも後ろにも進めない状況を職員が見て、運転しましょうかという提案をさせていただきました。その提案に所有者の方もお願いしますということで、運転をして事故をしたということでございます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）２点目につきまして、町といたしましては、年に一度定期点検ということで、一斉的に道路点検の方をさせていただいております。また、町職員が外出した際には、その都度、通行する道路についての状況等を確認して、必要があれば補修をさせていただいております。また、今現在、５年に１度、舗装状態の点検を実施するようにしておりますので、５年に１度は全道路を点検するという取り組みをさせていただいております。

○議長（桑原）崎本議員。

○１３番（崎本）今の課長の答弁でございますが、１年に１回、半年に１回点検をして、それでええ思われているかどうか知らんのじゃがね、やっぱりこういう事故が多発して起きる可能性がある訳よね。だから、皆、町民の方が、あそこ直してくれとかいろいろな相談があると思いますよ。そのときに何が重点かということをはっきりして、敏速にもうちょっと対応するべきやと思いますが、その点についてはどうですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町職員で足らない部分について、住民さんの方からそのようなお問い合わせ、連絡をいただいております。今後もそれらの問い合わせに対してできるだけ早く対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○１５番（佐中）１５番、佐中です。２番目の問題で、私の理解不足かもしれませんが、町道３号においてでこぼこがあって、この損害賠償の額が確定したのが出ておるんですか、まだ、協議中になるんですか。私、説明を聞き漏らしたのかどうかよう分かりませんが、まだ途中のような気がしたので、お尋ねをするんです。

それから、最初の１点目の件ですが、よう分かりました。過失相殺割合も１０割というのも分かりましたけれども、これまでも事故あるいは事件について、原因、現状、そして対策というのがどうしても反省の中に必要な訳ですけれども、これが中々十分に生かされてなくて、ずっとこの損害賠償であるとか、あるいは事件のときは事件としてまた対応しますけれども、そういう方向で協議をされているのかどうか。事故起きたよ、保

険会社が面倒を見てくれるから、あんたら注意せえよと、何回もやったら乗らさんようにするよと、その程度ぐらいの、懲罰までもいかんとしても、口頭で訓示をして注意を与えると、このようなやり方をしておるのか、どうかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）第1点目の示談の方の締結の関係ですが、いわゆる物損につきましては今回専決処分をさせていただいたということで、先ほど御説明をさせていただきました。ただ、人身の方につきましては、現在、保険会社から代理請求という形でありますので、現在、そのことについて協議中でございます、これについてはまだ示談の締結までは至っておりません。今後、その協議が整い次第、人身部分については示談の締結専決処分という形でさせていただきたいというふうに思っております。

また、2点目につきまして、今回、保健センターの、1歳6か月児健診の中で、千葉家住宅の駐車場でこのような形で事故が起きたということなんですが、普通であれば公用車について注意喚起を行ってきたところですが、今回、公用車じゃなく、住民の方の車に乗車してそれで事故が起きたということでございますので、これにつきましては4月に総務部長名でそういうことがないように、いわゆる公用車でないほかの住民の方の自動車を運転することのないようにということで、注意喚起は行っているところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今の町道3号線の事故のことですけれども、物損については金額で示されておりますね。人身事故という、因果関係がどこにあるかというのが、非常に問題が出てくる訳ですね。持病であったら、それが重なって出てきたということになれば、また対応が違ってくる訳ですが、通常、私も無料の法律相談をやってみて、2か月間何もなく因果関係が明確でなかったら、もうそれは事故とは全く無関係の扱いというのが、通常の例として、私、弁護士さんも何人も控えていつも無料の法律相談とかいろいろあるんですけど、その中でそういう例がある訳ですね。今、それは治療をされておるのかどうか。2か月ほっておかれたら、時効までもいかんとしても、因果関係が明確でないということで、該当しないということにつながる訳です。その辺はどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）治療につきましては、事故を起こされてすぐに治療の方をされてお

ます。今現在、治療は完了しておりまして、その治療費について、その当事者の方が加入されている保険会社が、代わりにお支払いをされておりますので、その払った保険会社が代理請求権を得て、今、海田町の方に費用を請求されておるところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず1点目の件についてお尋ねします。代行運転、自ら進んでやると、よほど腕に自信があったんじゃないだろうけども、結論から言えば、下手くそな運転をしておる訳やね。今、通達を出したというのが、これはどこへ出したのか、当事者のところだけ出しておるのか、全職員にそういうことを、今後も含めて、代行運転というのはどうなのか。プロでも事故を起こすようなことがあるのに、職員が慣れとらん他人の車をいとも簡単に扱うのはどうなのか、自ら進んでやったというのは、そこらちょっと平生からの指導、今後も含めてどうするんかというのが一つ。

二つ目は、速度20キロで走行という説明が、バウンドでむち打ちになったと。端的に考えると、20キロいうたらそんなに大きくバウンドするとも考えられんのじゃけど、何が言いたいかというのと、車の整備不良があるんじゃないか。すなわちシャコタンとか、わずかこの道路の陥没、深さ、何センチぐらいあってそういうような、むち打ちが起きるような状態になったのか。道路の整備が悪かったとしても、5割5割ということだけでも、車にも整備不良、今言うた通称シャコタン、そういうようなことをやっとして、どこか陥没というか、そういうところに当たったんじゃないのか。そこらを確認したのかどうか、この辺についてお尋ねします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）まず1点目の総務部長名による通知でございますけども、これにつきましては、平成30年4月26日付けで総務部長から各所属長、全所属長に対して、公用車の安全運転の指導徹底と併せて、所属職員が勤務時間中に公用車以外の車両を運転することがないようにということで注意喚起を行ったものでございます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）2点目でございますが、まず相手方車両の状態でございますが、こちらについては特に車高を下げているという構造ではございませんでした。2点目につきまして、現場の状況ですが、でこぼこ、いわゆる凹凸がある状況になっておりまして、上流側が大体10センチから15センチくぼんでおり、元の高さに戻り、下流側が8センチから13センチ、こう下がっておったものでございます。現地の方で、相手方、町が加入

する保険会社、それと町と現地でその状況確認をさせていただきまして、時速20キロ程度で底を打つという状況が発生するということを確認させていただきました。

○議長（桑原）整備不良の車ではなかったかという質問があったかと思うんですが、シャコタンじゃなかったかというような。建設課長。

○建設課長（木村）整備不良とかシャコタンとか、そのような状況ではございませんでした。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）まず1点目。総務部長名で通達を出した、これは当たり前のことですし、小さな親切、大迷惑になったケースですけれども。それを置いておいて、保健センター、千葉家駐車場に限らず、役場の駐車場でもそうですけれども、多いときにはごった返しますよね。特に役場なんて、駐車場狭いところへもってきて、確定申告の時期になるとぐしゃぐしゃになっています。そういった状況下、今後はどうされるのか。要は、放っばらかしておくのか、住民同士の車が事故起こそうとも知りませんという感覚でいくのか、それとも何らかの対策をとられるのかお尋ねします。

2点目。道路の凹凸によって、このような事故が起きたということでございますが、先ほど来、建設課長が答弁しておりますように、住民からの要望に応じていくと、これは今もやっておるところでございますが、まずパトロールの面においてもどう考えても人が足りません。第2点としては、住民の方からそういった要望なり連絡があったとしても予算が足りませんよね。いつも毎年、年度末になると、課長は四苦八苦しておりますけれども、抜本的な対策というのはお考えじゃないんでしょうか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）まず1点目の駐車場の整理問題であろうかと思います。例えば、役場庁舎の敷地内で、先ほど確定申告等のときに、かなり交通が混雑するということなんですけど、現在、その誘導等を行っておりません。今後、どのような形でやっていくというのは、現在のところは具体的なものは持ち合わせておりませんので、どうすべきかというのは検討課題ということにさせていただきたいと思います。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず1点目のパトロールの人員でございますが、今現在、建設課、そして足りない部分について、住民の皆様や議員の皆様からいろいろな御連絡をいただいて対応させていただいているところでございます。今後は、ほかの部署の町職員が出か

ける際には、そのようなものがあつた際に建設課の方に連絡をいただけるように、町全体でそういうパトロールができるように努めてまいりたいと考えております。

それから、予算が足らない抜本的な対策というところでございますが、確かに、予算には中々限りもございます。その抜本的という部分で非常に難しい課題ではございますが、先ほど申し上げましたように、5年に1度の定期点検によって、できるだけ起こる前に、いわゆる予防保全という手法を、今、国も推奨しております。その方法によってこのようなことが発生しないような取り組みができないか、今後検討して進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）先ほど、総務部次長の答弁で今後の検討課題という答弁がなされたかと思いますが、たまに役場の前、職員誘導していますよね。何度か見かけているんですよ。その辺は、見かねた職員が臨機応変に対応しているのか、それともそれは役場の方針としてやっているのかですよ。本来、誘導していいのかどうかというのも疑問もありますし、その点は今後どのようにお考えなのか。今の答弁を聞いていますと、誰の責任で誘導しているのかちょっと曖昧であります。職員が今やっているのが、善意でやっているのかどうか知りませんが、その辺は、今現在、海田町としてはどのような基準になつてくるのでしょうか。

2点目、建設課長の答弁で、今後、役場職員からもどうのこうのとありましたが、私が何年前、何の一般質問だったかちょっと忘れましたが、やはり似たようなことを言っているんですよ。職員があちこち通るんだから、それを通報したらどうかと。前例としてすぐそこを線路沿いの道にポストコーンが立っているのを、へし折れているにもかかわらず直さない。どう考えても、職員が毎朝あそこを出勤のため通つとるはずなのにどうしたことかというのを指摘したと思うんですよ。そのときに、やはり職員からもそういった情報を集めますという答弁がなされたかと記憶しております。ただ、今の課長の答弁を聞くと、まだそれが出来上がっていないのかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）まず1点目でございますが、議員、御指摘のとおり、混雑時には総務課の職員が誘導して、1階の駐車場が一杯なら地下の公用車の駐車場に誘導する等、実際には誘導の方を行っております。これにつきましては、やはり利用者の方の利便性を

考え、今後も引き続き、そういった誘導には努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）２点目でございますが、やはり新しく入ってきた職員に対してのそのようなお願いというのはしてなかった部分がございますので、毎年入ってくる職員に対しても、そして全職員に対しても、今一度そのような取組が必要であるということを理解させ、今後も継続してやっていきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○８番（住吉）１点目ですが、確かに役場の方の駐車場の誘導は分かりましたが、結局、今回起こったのは千葉家住宅の駐車場、保健センターのところですね。特に、１歳半健診であるとか、そういったときだけごった返すんじゃないかと思うんですよ。特に、今、出生数も増えておりますし、そういった部分において、役場の誘導は分かりました。千葉家住宅の駐車場の方、今後、このような問題が起きた場合はどうされるのか。当然、役場の職員が代わりに乗るのは駄目ですけども、それは見て見ぬふりをするのか、それとも何らかの対策を考えられるのでしょうか。

２点目、その職員に対する啓発は分かりました。根本的な問題、財政の問題ですよ。要望の割、必要な割には、これまで、過去何回か、決算、予算委員会で言ってきたと思うんですが、補修予算が大して増えない。そういった部分は今後どのようにされるのか。いくら情報が集まっても予算がなければ直せません。今回、賠償という面で見れば、お金を払えば済みますよ。ただし、被害を受けた方、後遺障害が残りました、治りません。それは賠償という意味ではお金を払えば済むんでしょうが、その方の人生にとっては、それで済むもんじゃございません。そういった観点に立ちますと、やはり財政的な裏付けがない以上は、今後、同様の事故もこれから起こってくるんじゃないかと思いますが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）老朽化対策に関する財政的裏付け等の御質問でございますが、まず緊急的な、応急的な対応という意味で箇所づけない道路等の修繕料については、近年の老朽化対策でということで過去５年前に比べて約２倍ほどの予算措置をしているところでございます。それから、先ほど建設課長の答弁にもありましたが、予防保全という観点から施設も含めて、道路等の長寿命化及び維持管理コストの平準化というところで、特に平成29年度から新設されました公共施設等適正管理推進事業債というのがござい

まして、これについて個別計画を作ることによって交付税措置のある有利な起債が活用できますので、運営方針の方にも掲げておりますが、こういった特定財源を活用しながらインフラ施設等の老朽化対策を計画的に進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）保健センターにつきましても、健診中には混雑状況等に応じて職員の誘導等を行っていきたいと思っております。また、必要に応じて、その車を移動すればスムーズに車が動けるという状況であれば、健診中であってもお母さんの方にお願ひして車を移動させていただこうというふうに考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。岡田議員。

○11番（岡田）今、保健センターの健診中の千葉家のことなんですけども、必要があったならば、車の移動をさせてもらうというふうなことだったんですが、混雑というのは駐車場の区画以外に通路にも、どんどん止めてあるというふうな、混雑状況というのはどういうふうな状況なんだろうかな。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）今回の件につきましては、区画以外にはとめているという状況ではございませんでした。ただ、区画にそれぞれちゃんと止めておりましたけれども、車の大きさ等によって、切り返し等をしながら出庫する際に、車と車の間が狭まっていたために、そういう事故が起きたので、方法としましては、今回は職員が運転して事故を起こしてしまいましたけれども、例えば、障害となっていた車を、運転手の方を探して移動させていただければ、こういう事故も起こらなかったのかなと考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）やはり、海田町、昨年でも三百二、三十人の方がお子さんを産んでおられる。ものすごく多いんですね。やっぱり、車の隣には1歳児未満の子どもさんがずっと乗っとる訳でしょう。そういう安全面を考えて、誘導員を置くとか、そういうふうなことを最低限するべき、すぐにでもするべきじゃないかと思うんですけれども。先ほど、住吉議員も言われましたけど、そういうふうなことすぐにもできる訳ですから、最低限それぐらいのことはしないと、接触いうても、普通の大人が1人か2人乗っとして、バックか前進でぶつかるというふうなのとはちょっと状況が違うと。やっぱり、小さい子どもが乗っとる訳ですから。そういうふうなことを思ったら、すぐでも、次回からで

も、誘導員かそういうふうな人を付けるべきじゃないかと思うんですけども、すぐには中々難しいんでしょうかね。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）今後につきましては、安全面のことを第一に考えまして、誘導等の検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので承認案件ではございませんので、報告第2号についてはこれをもって終結をいたします。

続いて、報告第3号、平成29年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）報告第3号、平成29年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書。平成29年度海田町一般会計予算で議決をいただきました庁舎移転事業ほか7件の繰越明許費について、繰越計算書を調整しましたので報告いたします。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは報告第3号、平成29年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の2ページをお願いいたします。報告第3号は、平成29年度海田町一般会計当初予算及び補正予算で議決をいただきました繰越明許費に係る繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

総務費の翌年度繰越額につきましては、庁舎移転事業2,830万円でございます。

次に土木費の繰越額につきましては、住宅建築物耐震改修促進事業4,013万5,000円、町道2号線畝二丁目地内歩道改修事業1,900万円、海田市駅南口土地区画整理事業2,506万8,000円、海田市駅南口地区地区計画事業1,070万7,000円、中店小学校線道路改良事業15万円、海田総合公園整備事業3,019万4,000円でございます。

3ページに移りまして、教育費の繰越額につきましては、公民館整備事業4,059万7,000円でございます。

以上で、報告第3号、平成29年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）確認のためにお尋ねをいたします。3月議会の中で繰明は行われました。記憶は定かじゃないんですが、この繰明の費目が多いという感じが、私、今、説明を聞いた中であるんですが、費目の数が増えておるのではないのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）繰越明許費の件数が3月議会に比べて多いのではないかという御質疑でございますが、3月補正予算以外にも9月補正予算、また当初予算の方でも繰越明許費の議決をいただいております、それら全てまとめて報告させていただいているものでございます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。土木管理費の住宅建築物耐震改修促進事業、多分、今解体しよるところだと思うんですけど、9月議会だったんですかね、あれは5,000万円というふうなことで、これは町の一般財源からは出ないという説明だったと思うんですけども、多分、あのとき5,000万円だったと思うんですけども、そのうちの4,000万円が繰り越しということになるんですかね。1,000万もう使ったという、使ったというんか、ちょっとその辺のところ説明をお願いします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）当初は補正予算で確かに5,000万円を組ませていただきました。そのときは相手方から出される見込みの申請額が5,000万円でしたので、まず予算を構えて措置をさせていただいたんですが、相手さんがその解体工事費を入札されて、入札金額が4,000万円まで下がりましたので、減額補正をさせていただいた上で4,000万円を繰り越しさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そのときに、町の一般財源からも出すようになっておったんでしょうかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）補助する額のうち、半分が国費、4分の1が県負担金、残りの4分の1が町が補助するということで御説明させていただいております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので承認案件ではございませんので、報告第3号についてはこれをもって終結をします。

続いて報告第4号、平成29年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）報告第4号、平成29年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書。平成29年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書について地方公営企業法施行令第18条の2、第1項の規定により報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）それでは報告第4号、平成29年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。平成29年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書でございます。予算科目は水道事業費用の営業費用、事業名が水道ビジョン策定業務委託事業でございます。継続費の総額は1,803万円で平成29年度継続費予算減額の予算計上額は901万5,000円です。支払い義務発生額は876万2,040円で、残額と同額の翌年度通次繰越額の25万2,960円を繰り越しして使用するものでございます。その財源内訳は全て水道事業収益でございます。

以上で、報告第4号、平成29年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については地方公営企業法第18の2、第1項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので承認案件ではございませんので、報告第4号についてはこれをもって終結をします。

これにて諸般の報告全てを終了いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原） 日程第４、海田公民館整備特別委員会中間報告についてを議題といたします。海田公民館整備特別委員会から中間報告をしたいとの申し出がございます。

お諮りいたします。本件の申し出のとおり、報告を受けることとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。したがって、海田公民館整備特別委員会の中間報告を受けることと決しました。報告書を配付します。

委員長の発言を許します。下岡委員長。

○７番（下岡） 海田公民館整備特別委員会委員長の下岡です。海田公民館整備特別委員会の報告をさせていただきます。本委員会は平成29年４月14日の第１回委員会から平成30年５月22日の第５回委員会まで合計５回の委員会を開催しました。

詳細につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりです。

調査の概要及び結果ですが、第１回委員会では執行部から海田公民館整備に伴う基本設計について説明を受けました。その内容は外観のイメージ、概算工事費が13億4,900万円になったこと、今後の整備スケジュール等の説明を受けた後、質疑を行いました。

第２回委員会では執行部から海田公民館整備事業に伴う実施設計業務の入札結果について、平成29年５月30日に実施設計業務の入札を実施し、税込み4,059万6,120円で株式会社ニュージェックが落札したこと及び織田幹雄検討委員会の設置について委員会の設置に関わるスケジュールの説明及び呉市の大和ミュージアムの事務局長をファシリテーター候補とする説明を受けた後、質疑を行いました。

第３回委員会では、執行部から実施設計について仮称織田幹雄記念館整備活用検討委員会について及び今後のスケジュールについての説明を受けた後、質疑を行いました。この中で委員から東京オリンピックにより、今後も物価高騰や人材不足が見込まれるため、スケジュールを前倒しすべきであるとの意見が出されたが、執行部から建築確認申請の問題から実施設計業務は３月下旬まで掛かるが、できるだけ早く工事発注できるよう努力するとの回答がありました。

第４回委員会では執行部から仮称海田公民館実施設計業務の進捗状況等及び入札方式等について説明を受けた後、質疑を行いました。この中で委員から仮称海田公民館実

施設設計業務について、3月定例会で行った繰越明許費のこと、履行期限が3月31日から5月31日まで延長したことについての十分な説明がなされていないとの意見があった。また、これまでの本委員会の調査結果を本会議で中間報告することと決しました。

第5回委員会では前回の委員からの意見を受け、冒頭に町長から、本来であれば実施設計業務完了次第、委員会に報告した後に工事の発注手続をするべきであるが、平成32年4月の開館を目指すため、工事発注事務をこのまま進めていきたいとの発言があった。執行部から仮称海田公民館実施設計の経過について、また仮称海田公民館の建築確認について及び仮称海田公民館建設工事の入札について説明を受けた後、質疑を行いました。また、今回の委員会の内容を踏まえた調査結果を本会議で中間報告することと決しました。

最後に、建築確認を含む実施設計が完了する前に、入札手続に着手したことについて、本来あるべき手順を逸脱しているが、執行部において反省し、今後、このようなことのないように十分に気をつけるとの答弁を受け、委員会として今回のみの特例として容認することを全会一致で確認した。また、本件に関し、予算委員会における説明が不十分であったとの指摘もあることから、今後、執行部には真摯に対応することを強く要望します。

当委員会では引き続き、海田公民館の整備について調査研究を行ってまいります。

以上で海田公民館整備特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件について会議規則第43条の2、第2項の規定により、海田公民館整備特別委員会からの中間報告を受けたものでございます。海田公民館整備特別委員会の中間報告につきましては、これをもって終結をします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）承認第1号、専決処分をした事件の承認について。海田町税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、課税事務上、必

要があり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、本年3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原） 税務課長。

○税務課長（近森） それでは承認第1号、専決処分をした事件の承認について御説明いたします。

議案書5ページをお開きください。地方自治法第179条第1項の規定により、海田町税条例の一部を改正する条例について専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容については、別紙専決処分書のとおりで、専決処分年月日は平成30年3月31日でございます。資料については資料1の海田町税条例の一部を改正する条例の概要、資料2の海田町税条例新旧対照表をお願いします。

改正内容については、資料1の条例の概要で御説明いたします。今回の改正は平成30年度の税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、平成30年4月1日までに海田町税条例の改正を要するものについて専決処分を行ったものでございます。

主な改正について御説明いたします。まず、1の法人町民税関係の改正でございますが、外国子会社合算税制の適用がある場合において、控除対象所得額等相当額を順次、内国法人である親会社の法人税、地方法人税、及び法人道府県民税、法人税割の額から控除し、控除しきれなかった金額を法人町民税、法人税割から控除する規定の整備を行うものでございます。

次に2の固定資産税関係の改正ですが、わが町特例の特例期間の延長及び廃止についての規定の整備を行うものでございます。（1）は公害防止施設又は設備に係るわが町特例の特例期間の2年延長及び土壌汚染対策法の特定有害物質等排出抑制施設に係る特例が廃止されたことに伴う規定の整備でございます。（2）は津波災害危険区域に所在する協定避難施設又は設備に係るわが町特例の特例期間を3年延長することについての規定の整備でございます。（3）は再生可能エネルギーに係るわが町特例の特例期間を2年延長することについての規定の整備を行うものでございます。

2ページをお願いします。附則第10条の3は、バリアフリー改修が行われた実演により表現される劇場、音楽堂といった実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額措置の創設に伴う規定の整備を行うものでございます。

次の附則第11条から附則第13条については、固定資産の評価替えに伴います特例期間の延長についての規定の整備を行うものでございます。

次に3の特別土地保有税関係の改正ですが、固定資産の評価替えに伴う字句の整備を行うものでございます。

4のその他ですが、先ほど1から3で御説明いたしました主な改正以外につきまして引用条項等の整理を行うものでございます。

最後に5の施行期日ですが、いずれも平成30年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより承認第1号採決を行います。

お諮りいたします。承認第1号については原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定します。兼山議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（兼山）緊急質問の同意を求めます。職員の病休が多いこと、職員の健康管理などについて緊急質問をしたいので同意を求めます。

○議長（桑原）ただいま、兼山議員から職員の病休等の件について緊急質問をしたいと同意を求められました。したがって、兼山議員の職員の病休等の件の緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。兼山議員の職員の病休等の件の緊急質問の同意の上、直ちに日程追加し、追加日程第1として発言を許すことに賛成の皆さんの起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、兼山議員の職員の病休等の件、緊急質問の同意の上、日程に追加をし、追加日程第1として発言を許すことは可決可されました。兼山議員の発言を許します。兼山議員。

○6番（兼山）職員の病気の多いこと、職員の健康管理などについて緊急質問をいたします。今年度に入りまして、私が聞いているだけで6名もの職員が病休とあります。管理職も含まれております。部下である職員がその能力を遺憾なく発揮してこそ、町長は町民のために良い仕事ができます。しかしながら、その能力を発揮させるどころか、その能力を壊してしまっている状況です。部下である職員を本当に大切にしているかどうか、そのことについてお尋ねいたします。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は追って連絡いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時11分 休憩

午前10時51分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。先ほどの緊急質問を続行いたします。総務部長。

○総務部長（丹羽）先ほどの兼山議員の御質問に答弁させていただきます。まず、職員を大事にしているのかということでございますが、職員は町にとりまして財産でございますので、健康管理等について施策を打って実施しているところでございますが、法定の職員の健診でありますとか人間ドックの助成、メンタルヘルス研修でありますとか、ストレスチェック、また衛生管理者による健康相談、健康指導、こういったものを実施するとともに、人事評価制度の中で個別面談を行いまして、部下と上司が直接話をして、健康状態や悩みなどを聞くと、そういったことも実施をしているところでございます。

また、もう1点目の能力を発揮できるようにしているのかということにつきましては、職員の人材育成などを通しまして、県、市への派遣でありますとか、県の研修センターを含めた研修機関への1人1研修受講するようというような能力を開発の方も実施しているところでございます。

実際に病休の職員もいることではございますので、組織として今後対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）緊急質問を終了いたします。この際、暫時休憩をします。再開は11時。

~~~~~○~~~~~

午前10時53分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がございますので、受付順に順次発言を許します。12番、多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。本日は2点質問いたします。まず1点目、現公民館の活用方法について。新公民館の建築がいよいよ始まります。現公民館の活用については、以前聞いた際は検討中とのことでした。その後どうなったのでしょうか。提案ですが、すでに耐震補強は終わっているんで10年以上は使えると考えます。そこで体育館とともに学校や団体の合宿所としてはどうでしょうか。講座室を改装し宿泊ができるようにすることで可能かと思いますがどうでしょうか。それと、新公民館には調理室や陶芸室がありません。調理室はもし避難所になったときには炊き出しなどができることもあります。宿泊ができるような部屋があれば避難所としても活用できると考えます。壊して駐車場にするのは簡単ですが、活用する方法を検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

2番目、教育方針について。教育長が代わられました。これから、海田の子どもたちをどう導いていかれるのか、所信を伺いたいと思います。1番目、まずは考えておられる教育方針はどうでしょう。2番目、ICT教育は、今年からモデル校として西中でタブレットを20台導入し研究をするとのことですが、今後について、どう教育長はお考えでしょうか。3番目、中学校給食ですが、新聞報道でデリバリー方式を検討中とありました。以前、失敗しているのに、またやるのかと大変疑問です。私は、やるなら自校調理方式でいくべきだと思います。教育長としてどのように判断をされますか。4番目、現在、中学校は落ち着いておりますが、聞くところによると、小学校で問題行動をする子がかかなりいるようです。この子たちが中学校に入ってくれば、また荒れる可能性があります。教育長は、現状を把握されているのか、教員の加配とか指導員の雇用とか対策を早く取るべきだと思いますが、いかがでしょうか。5番目、これは以前、住吉議員が

質問をされましたが、その後の経過を聞きたいと思います。給食費の徴収を公会計にすべきだと思うが、いかがでしょうか。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）多田議員の質問の1点目については私から、2点目については教育委員会から答弁いたします。

現公民館の活用方法についての質問でございますが、まず、海田公民館の建て替えに当たり、導入する機能については基本設計の策定の中で整理されているところであり、当面は現在の海田公民館の駐車場を新しい海田公民館の駐車場として活用するように考えております。また、現在の海田公民館の建物を活用する方法の検討についてでございますが、現在の建物については、耐震補強はされているものの海田公民館整備の基本計画では、現公民館は築後約40年を経過しており、今後の継続利用に当たっては内外装及び建築設備の全面的な更新が必要など示されており、建物を引き続き活用するには課題があると認識しております。

それでは2点目については、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）多田議員の質問に答弁いたします。1点目の教育方針について説明いたします。本町の子どもたちは先般の運動会をはじめまして、学校生活の様子から活力がみなぎっていると感じております。また、登下校など地域や保護者が一体となって取り組み、子どもたちが多くの愛情を得て育てられております。すばらしい教育環境にあると思います。

さて、昨今の教育事情に目を向けますと、学力向上や問題行動、いじめ、不登校、不祥事対策など課題が山積しています。このような状況において私といたしましては、本町の子どもたちが20年後、30年後、世界や我が国で活躍できる人材に成長するために学校教育の担う役割は大きいと考えています。

そこで学校教育については、大きく次の2点の方針で取り組みたいと考えております。まず、校長のリーダーシップの下、各学校の学校力を高めたいと思います。学校力の向上により、様々な課題解決がなされ、安定した学校運営につながると考えております。

学校力を高めるために、三つの要素があると考えています。1点目は瞬発力です。間髪入れずに課題に取り組んでいくということでございます。2点目は組織力です。みんな

なで同じ方向を向いて取り組むということでございます。3点目は継続力です。成果は一定の期間、継続して出てくると考えております。

これらを念頭に置いて、今般の課題である学力の向上や不登校対策に対して、各学校や各中学校区での取組を加速させたいと思います。特に、学習基盤づくりとしての読むことを積極的に進めたいと思います。教育委員会としては、そのための指導、助言、環境整備に努めたいと考えています。

2点目は、オール海田町で児童生徒の健全育成を図りたいと思います。学校の取組に加えて、関係機関と密に連携して課題解決に当たりたいと思います。そのためには、学校の透明性を高めることが重要だと思います。とにかく学校は閉鎖的だといわれます。学校での取組を公開発信し、信頼される学校の構築に努めたいと考えております。

次に、生涯学習については、平成30年度には図書館ボランティアグループが、平成29年度には海田公民館図書館が連続して文部科学大臣賞を受賞するなど、地域の活性化につながる運営を行っていると感じております。

平成32年度の新海田公民館の開館に併せ、時代に即した生涯学習体制の構築を目指して取り組みたいと思います。

また、旧千葉家住宅、隣接します仮称海田公民館、仮称織田幹雄記念館を学びと歴史文化の拠点と位置付け、社会教育、住民活動、歴史文化の拠点とするため、各種事業を実施してまいります。

いずれにいたしましても、社会の変化に対応し、住民のニーズに即した有用感を感じられるものにしていきたいと考えております。

これで教育長としての教育方針とします。議員の皆様の御理解、御支援をお願いいたします。

御質問の2点目のICT教育については、昨年度までの3年間で各小中学校の教師用のタブレットを整備しました。今年度はモデル校である海田西中学校に生徒用タブレットを整備し、その効果的な活用方法について研究授業を中心に検証することとしています。その検証結果を踏まえ、次年度以降は、海田中学校や他の学校にも生徒用タブレットを整備し、学校におけるICT環境の整備を検討してまいります。

3点目の中学校給食については、これまでの議会での答弁を踏まえ、中学校給食を実施するならデリバリー方式の給食でという方針には変わりはありません。導入に当たっては児童生徒や保護者のアンケート結果を踏まえ、申し込み方法や運搬方法、保管方

法などを精査するなど慎重な対応が必要であると考えております。

4点目の小学校での問題行動については、町内の小中学校において各校様々な生徒指導上の諸課題があることは、学校からの報告や事務局の学校訪問の際に認識しております。生徒指導体制の確立を図るとともに、学校や関係機関と連携し、個々の特性を活かしつつ、集団生活、社会生活を円滑に進めて行けるよう、継続して指導してまいりたいと考えております。そのために必要な教員の加配については、学校からの要望や実態に応じまして県に要望してまいります。

5点目の給食費の公会計化については、給食費を含む学校徴収金の公会計化につきまして、今後、国において公会計化導入に向けたガイドラインが作成されると聞いており、それらを参考に、導入について検討を進めてまいります。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それでは再質問をさせていただきます。

まず1点目の現公民館の活用方法ですが、この町長答弁によりますと、老朽化しているので今後の継続利用については全面的な更新が必要であるということで、課題があると認識しているということなのですが、この文面からすると、利活用については考えていないというふうに取りられるんですが、その点についてはいかがですか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）現在、具体的な活用計画というのはございません。今、基本計画で整理されておるのは、老朽化によって建て替えが行われるというところの整理がされている段階であると認識しておるところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それはそうなんです。ただ、いずれ後2年ですか、新公民館が完成する訳ですから、この今の公民館をどのように活用するかというのは今の時点で方針を立てておかないと、新公民館ができてから考えるようじゃ、これは遅いと思うんです。その具体的な案というのは、いつ頃お決めになるんですか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）新公民館が建ちますと、周辺の人の流れとか大きく変わることも予想されますので、タイミングが遅いと言われる御指摘もございますが、その辺の状況を見極めて、跡地の利用であったり等も含めて、その検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）その中で私の提案の合宿所、合宿所というのはちょっとあれですけど、研修センターみたいな形で再利用するというのはすごくいい案だと自分でも思うんですけど、その点についても答弁が全くないんですけど、それについて全く検討に値しないのか、検討してみるよというのか、そこはどうなんですか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）合宿所とか研修所というのは非常に青少年等の育成にとって有用なものと考えますが、現公民館の建物を利用するということであれば老朽化等の課題がございますし、また新たな施設として町として合宿所というものを建てることについて、その必要性等々について、町として限られた資源の中で新たに整備していくことについて検討する課題があるというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）合宿所、研修所、それは町としてやるかどうかというのは別としても、ほかの団体に委託するとか、いろんな形が考えられると思うんですよ。確かに老朽化はしていますよ、していますが、使って使えんことはない。外装とか細かい修理は要ると思うんだけど、例えば講座室なんかを畳を敷いて泊まれるようにする、その程度でも多分使うところは結構あるんじゃないかと思うんです。体育館がありますからね。体育館を使いながら、研修か、泊まり込みでやるという、もちろん食事は自分で用意するんだけど、そういった形で使い道は大変有意義だと思う。いずれはこの庁舎も移転をする、この旧道沿いに新公民館だけになってしまいますよね。その点の賑わいの喪失にもつながると思うんですよ。その点からも検討していただきたいと思うんだけど、いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新しい公民館の整備につきましては、現在の公民館が築後40年経過しているということも踏まえまして、新公民館整備の基本計画の中で現在の公民館を活用するには、数億円の投資がなければ活用できないということで、新しい公民館を整備するという方向性が示されましたので、その後の活用についてはかなりの投資が必要ということで、現在のところは考えておりません。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）確かにそれは現公民館をそのまま使おうとして、新公民館を建てなくて

改修するという、エレベーターを付けたり、そういった改装をした場合に数億円掛かるということで、それじゃ、新公民館をとということになったと思うんですよ。ただ、今の状況で、今の段階で、今の建物そのまま、ある程度外装とか内装を多少をやり替えるとしても、そんな数億円も掛かることじゃないと思うんです。確か、何億か掛けて耐震補強したと思うんですよ、何年か前に。ですから、建物としては、まだ40年ですから、まだ、公共施設の場合は50年、60年だっけ、公共施設はそれぐらいもつよという基準がありますよね。だから、後10年、20年は十分使えると思うんです。ちょっと改装するだけで。だから、検討課題に載せるかどうかという、今、部長は考えていないと言われたんだけど、もったいない、町長がいつも言われる、もったいないということも考えながら、もう一回検討する気はあるかどうかお伺いします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現在の公民館につきましては、公民館の整備の検討の中で新しい公民館が必要というふうに検討の結果が出ているものと認識をしております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）だから、現公民館の活用については検討する気はないということではないんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現在の海田公民館の建物につきましては、新たな建物を新築しなければサービスが提供できない状況にあるという判断がされているものと認識をしております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それでは2点目の教育長の答弁に対する質問をいたします。

教育長、学校力というふうに強調されております。学校力の中で瞬発力、組織力と継続力、三つ掲げておられますが、この三つの方向性ということについて、もうちょっと具体的にお伺いしたいんです。例えば、瞬発力についてですが、間髪入れずに問題に取り組む。それから、組織力についてみんなで同じ方向を向いて、継続力は一定の期間、これは継続していくんだというふうに三つ言われております。この中で、例えば学力の向上や不登校に対して、この三つの力をどのように活用されていくのか、そこら辺をもうちょっと具体的にお答えいただきたい。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）今の多田議員の質問に答弁いたします。おそらく具体的にどのようなことだろうかということだと思います。例えば、学力向上を一つ例にとってみますと、学力テストがあります。その中でできていないところがあると、そういったところはすぐに解決していかなくちゃいけないと。できない問題はできるようにしていくということが1点です。

それだけでは中々続きませんので、みんなで各学年それぞれの課題がありますから、各学年それに応じたことを1年生から6年生まで中1から中3までやっていくということ。それを続けて取り組んでいくと、そういったことが一体となって学校力を向上させ、学力の向上や問題行動を解決することにつながっていくんじゃないかと考えています。

以上でございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それはよく分かります。例えば、そのためには、やはり教員の資質を上げていく必要があると思うんですよ。この点について、教員に対する指導、助言、研修、そういった点について教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）議員、御指摘のとおり、教員の研修は最も大事で、町の研修会、また県教委が行っている研修会等々、積極的に参加させていくと。また、そのニーズに応じた研修体制を組んでいくというのは非常に大事なことだと受け止めています。

それに、日頃、学校の中で校長からどのような指導を受けるかというようなことも非常に大事かと思います。その点で校長会、教頭会を通じて、教諭まで、その今の学力を高めることがつながっていくように指導していきたいと思っております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）今、その中で政府が推し進めておられる働き方改革ということで、教員の方の働き方改革、長時間労働を是正するためのいろんな方策、多分教育長も考えておられると思うんです。先日、小学校の方で保護者に対して出された文書の中で、夕方の4時半以降は学校に電話しないでください、教員の勤務時間は4時半までですよ、朝8時半以前は電話しないでください、電話されても守衛さんが対応しますよというふうな文書を小学校の方で流された。これはどうなんかなと、保護者から私の方に意見がありました。確かに、教員の長い勤務時間を少なくするというのは、それは分かるんだけ

ど、保護者からの電話に一切対応しないというのはこれはどうなんかなと、私はちょっと疑問に感じたんです。教育長、その辺、お聞きになつていますか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）ただいまの学校の状況でございますが、それがどのような意図で発せられたかは、私の方は捉えておりません。ところが、教員の勤務時間はもちろん始業から終業ということでございますので、そのような見解もあろうかと思うんですが、子どもたちの突発な事故でありますとか事件でありますとか、あるいは、問題行動に対して保護者から学校の方へ相談があらうかと思ひます。それに対してまで、そのようなことで受け付けないというようなことについては適切じゃないので指導をしてまいりたいと思ひます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それから、2点目のオール海田町ということで、学校の透明性ということをおっしゃられております。先日の神戸の教育委員会の事件もありましたし、福山のいじめの問題とか、教育委員会に報告させなかったという点もござひます。どうも学校というところは、校長先生の意向かどうかは分かりませんが、閉鎖的なところもあります。私も長いことPTA活動に携わつてきて、いろんな校長先生がいらっしゃる中で、中にはあまり情報を外に出さないという校長先生もいらっしゃる。その中で教育長として、学校での取り組みを公開発信し、信頼される学校の構築に努めたいというふうにおっしゃられております。この点について、具体的にどのように指導されていくのか、そこをちょっとお伺ひします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）学校の中の透明化の問題だと思います。学校の中に学校評価制度というのがありまして、学校評議員さんによる定期的な学校評価の点検、また助言が行われています。そういったところで、学校で起こっている様々な課題に対して学校の方から報告し、それに対して意見をいただくと、それを踏まえて学校運営をしていくというのは非常に大事なことで思ひます。そういった意味で情報共有をしていきたいということでござひます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）教育委員会と学校とが情報共有をするというのは大変大事だと思いますし、また学校評議委員会の評議員の皆さんとの情報共有、大変必要だと思いますが、そ

れ以外に、やっぱり例えば学校のホームページ、教育委員会のホームページ、そういった形で常に発信していくというのも必要だと思うので、その点についてどんどん行かれるつもりなのかどうか、そこをお聞きします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）議員、御指摘のとおり、学校のホームページで学校の取組を発信していくということで地域の皆さんやPTAの皆さんに学校の取組を知ってもらおうということは最も大事なことだと思います。引き続いて、学校の方、校長の方を指導してまいりたいと思います。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それでは続きまして、新公民館の開館に併せて時代に即した生涯学習体制の構築を目指していききたいと。ここには千葉家のことが書かれております。ただ、これ以外に生涯学習体制の構築についてもう少し具体的、千葉家を活用するというのは分かります。例えば、後、ふるさと館というのもございますし、海田東公民館もあります。そういった形の中で生涯学習体制の構築をどのように目指していかれるのか、もうちょっと具体的にお伺いしたいです。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）先般も様々な講座が各公民館で行われておりまして、住民の皆さんがいろいろな講座で自分の生きがいを求められて活動され、それぞれの交流を図っていらっしゃることは、重々承知しております。そういったことで、もう少し多様にいろんなことに取り組めたり、もっと幅を広げる、あるいは深く学ぶといったようなことを、各方面と連携しながら教育委員会が環境整備しながら進めていきたいということでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）今、私、申しましたようにふるさと館ですよね、ふるさと館が中々来客数が増えないという内容が書かれておられます。ふるさと館は大変いい施設だと私は思います。と思いますが、周知というか、中々来客数が増えないということで悩んでおられるんですけど、教育長はふるさと館を見られてどう思われましたか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）いい施設で、海田町の特徴ある施設だと思います。それを、今後、皆さんにどういうふうに活用していただくか検討してまいりたいと思います。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それでは、ICT教育なんですけど、次年度以降、これは以前の答弁にもあったんですけど、次年度以降、海田中学校やほかの学校にも生徒用タブレットを整備しますというふうにおっしゃられております。海田西中学校の校長先生とお話をしたんですけど、今年、何か研究授業、研究大会、県か何かは配備じゃないかというふうに言われておりました。そういう研究授業がもし入った場合、私も前から言っているんですけど、1クラス分のタブレット、20台がない訳ですよ。1クラス三十二、三人ある訳だから、後十何台ほど足りない訳です。研究授業で県内のほかの学校から、もしくは中国地方の研究授業でしたら中国地方の学校からたくさんの先生が来られる訳ですから、ちょっと全員ない状況で研究授業というのは何か物足りんと思うんですけど、早急に残りの十何台を整備するつもりはないんでしょうかね。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）海田西中学校へのタブレットへの追加配備についてですが、現時点では昨年度までの教師用タブレットを11台、今年度の夏に配備する生徒用タブレットを20台、計31台で海田西中学校には研究を進めていく方針に変わりはありません。

ただ、昨年度までには研究授業等で今配備されている以上のタブレットが必要な場合には、町内の他の小中学校からタブレットを借りまして授業を行うこともありましたので、学校の要望に応じて教育委員会もそういった面ではバックアップしていきたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）普通授業だけでなく、特別支援学級の授業、今西中2クラスある訳ですけど、この特別支援学級の授業に非常にタブレットが有効であるということで、そちらの方で今使っているよというふうにおっしゃられました。ですから、普通授業で使うタブレットと支援学級で使うタブレット、やっぱり支援学級で使うタブレットはまたタブレットとしては別に整備すべきだと思うんだけどね。普通学級で20台、プラス学校にある11台、31台でやるのもいいんだけど、支援学級の場合はタブレットで使うことすごく授業効果が出るというふうに聞いております。支援学級の2クラス分の2台は早急には何とか整備できないですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）昨年度まで配備しております11台のうち、特別支援学級の2学級

分は確保しております。その他の9台で各教科で1台ずつというところで、今教師用タブレットを3年間で配備しました。これはその他の小中学校でも同様の配分にしております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）とりあえずはやる気がないということで、来年度以降、また質問させていただきます。

3番目の学校給食ですが、これはアンケート結果を踏まえ、慎重な対応が必要であると言われましたが、慎重な対応が必要であると言いながらも、デリバリー給食でやりたいというふうにおっしゃられております。

先日、総務文教委員会に同行して熊野町でデリバリー給食を試食させていただきました。意外においしかったなというのが印象なんですけど、ただやっぱり実施率がそれでも5割、熊野町の場合は小学校からデリバリー給食を実施されておられたにもかかわらず、今5割程度ということですよ。デリバリー給食、以前、海田中学校と西中で数百万円投資されてデリバリー給食を保管する部屋も造られたりして実施されました。ただ、最後確か十何パーセントぐらいまで落ち込んでやめられた経緯があります。

大分前の教育委員会の答弁では、確か中村教育長の頃ですか、給食は考えてないよ、デリバリー給食も考えてないというふうに答弁されていたのが、いろんな議員からの質問の中で、じゃ、デリバリー給食をというふうに徐々に変わってきた訳ですよ。この場合の保護者へのアンケートを見させていただくと、どう見てもデリバリー給食ありきで、デリバリー給食以外にこういったものもありますよという選択肢が全くないようなアンケートでした。

例えば、自校給食もあるし、親子給食、例えば、西中でしたら西小学校から給食を持ってくると。西小学校の給食室をちょっと大きくして、そういったことも可能だと思うんですけど。確かに費用は掛かります。費用は掛かりますが、デリバリー給食には大変私は問題があると考えますが、どうしてもデリバリー給食でいきたいというふうにおっしゃられるんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）これまでの議会でも答弁させていただきましたように、町として様々な大事業等を控えている点も加え、貧困対策として早急に対応することは可能なのはデリバリーである。また、多様な選択性もデリバリーならかなえられるということで、

中学校給食を実施するとすればデリバリー給食というスタンスには変わっておりません。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）貧困対策、それは確かに重要です。ただ以前、確かにデリバリー給食で1回失敗している訳ね。その反省に基づいて、それでは今度のデリバリー給食は以前失敗したことを踏まえて、例えば温かい食事を食べさすとか、そういったことを考えているのか、もう一つ問題なのは、デリバリー給食を摂る子どもと摂らない子どものこの不公平というんですか、そこをどうするか、そこも問題だと思うんですよ。摂らない子については公費が投入されない訳ですから、これについてほかの子どもたちにその分を何かの形で渡すのか、そういった問題も起きてくると思うんだけど、その点をクリアするにはどのように考えておられますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）デリバリー給食を頼む子と頼まない子の間の不公平についての御質問でした。先ほども答弁しましたように、貧困対策の観点、更には子育て世代の保護者の負担軽減という観点から考えると、今回は、片一方には公費を投入、もう片一方には公費を投入しないというところよりも、貧困対策、そして子育て世代の負担軽減というところを重視して、今の方針を検討するものでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）貧困対策と、確かに、共稼ぎ家庭が増えて親の負担が多少減っているとは思いますが。ただ、何度も言うように、以前失敗している訳ですよ。今回も、最初はいくらか頼む人があるかも分らんけども、だんだん減ってきて、やっぱり10パーセントぐらいになってやめたいというんじゃない、これは、初期投資がある程度掛かる訳ですから、熊野町の場合は、上に上げれるエレベーターとかいろんな初期投資をされたみたいですけど、そういったのは、考えたときに、失敗しないようなやり方で、もし、やるんならですよ、やらんと、また10パーセント、20パーセントになったけんやめるよというんじゃない、これは問題があると思うんですよ。だから、もしデリバリー給食をやるんなら、以前の失敗の反省を踏まえて、あのときの問題はどうだったんかということをよく検討されて、失敗しない方法、できるだけたくさん頼んでいけだけの方法を考えるべきだと思うんです。どうしてもデリバリー給食をやるというんでしたら、その点についてよく検討をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今、議員がおっしゃられるとおり、平成19年度に申し込み率の低下からデリバリーを中止したという経緯がございます。今回、もし、給食を実施するとすればデリバリーでということで、前回と同じ失敗を踏まないためにも前回の課題であった、例えば2か月前の申し込みでは申し込みにくいである点とか、量が男女によってちょっと多い少ないがあったりするとか、後は味が合わない、おいしくない、温かいものではない、様々な声を前回いただいております。また、今回のアンケートでも様々な声をいただいておりますので、そうした面が解決できるよう、今、他市町等の取組を参考にして、実施するとすればそれをクリアできるような方法を今検討しているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）熊野町の場合は、確か学期ごとの申し込みにされているみたいですよ。それでも50パーセントはある訳です。いろんな工夫をされていましたよ。汁物は温かいままで来るとか、配送の段階では10度以下で配送されるけど、少し教室に来るまで温まるよと、温まるというのはおかしいんですけども。そういった形でいろんな工夫をされていました。そういったことも参考にされて、私はあまりデリバリー給食を賛成できないんだけど、もしやるんならそのようにしていただきたいと思います。

自校給食については全く検討課題にない、頭がないよということでよろしいんですね。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）繰り返しの答弁になりますが、現時点では実施するとすればデリバリー給食という方針に変わりはありません。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）次の4点目の小学校での問題行動について、教育長は把握されているということなので、できれば、教員の加配について県の方に要望していただきたいのと、もう一つ、町の方で対応できる指導員、指導員の加配というか、指導員を配置することについての答弁がなかったんですが、とりあえずそこまでは必要ないと考えておられるのか、できれば指導員がいた方がいいというふうに、私は保護者から聞きましたが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）小学校での生徒指導上の諸問題等にかかわる町費としての指導員

の加配ですが、現在、各校に加配をしております。特に、暴力行為等課題の多い学校につきましては、今年度もそれに応じた人数を配備してそういった暴力行為を起こす子であるとか、突発的な行動を起こす子であるとかの対応を担当、又はその他の教員とともにに行っているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）指導員を各校に配置していると今課長言われましたかね、それでいいんですか。何名配置しておるか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）正式には教育指導員という名称で各小中学校に配備しております。授業もできますし、生徒指導で、例えば個別の聞き取りを行ったりするという対応も行っております。今年度、特に課題の多い小学校には今3人配置し、そういうところの対応を行っているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）私が聞いた範囲内でいうと、特に女性の担任に対して、暴力とまで言わないけど、例えば席を立てて歩いたりそれから暴言を吐いたりということで、問題行動を起こす子どもがいるよということで、学校用務員さんがクラスについて、その子を止めるというふうなことも聞きました。だから、そういう指導員さんがおられるなら、その方が対応されていると思うんだけど、その保護者の子どもさんの話ではそこら辺がちょっと出てこないんだけど、実際にそのように対応されているんでしょうね。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）各校に配備した教育指導員を中心に行っているところでございますが、最初の教育長の方針の中にもありましたように、組織として対応するというところで、まだ十分でない実態もある学校もございましたので、そういう学校に対しましては教育委員会事務局は学校に赴き、直接、具体的な指導を行い、教育指導員と担任、その他の教員等で組織的に対応できるように、今、指導をし、指導を継続しているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）これは早いうちに対応しないと、中学校に上がってからまたいろんな問題が起きたときには手遅れになることもありますので、教育委員会としても迅速な対応をお願いします。

最後に、公会計化については国においてのガイドラインが作成されてから導入したいというふうに書いておられますが、既に全国の自治体で導入されている自治体がたくさんありますよね。これ、インターネットで調べられたらたくさん出てきます。それを参考にされて、できるだけ早いうちに、国のガイドラインが作成される前に是非導入していただきたい。というのは、給食費なんかは、今は確か銀行引き落としにしている学校が多分多いと思うんです。私たちの子どもの頃は現金を学校に持ってきてましたよね。今でも諸費については多分学校に持ってきよるのかな。そういうことで現金を子どもに持たせるべきではないということで、私が役員をしているときに、郵便局に確かお願いをして、郵便局の口座から引き落とすということで体制を整えたと思います。

そのときに、もう一つ問題になったのが未納の問題なんですよ。あの当時も、未納のまま転居されたりした方がいらっしゃって、校長先生と教頭先生が非常に対応に苦慮されていました。当時の校長先生がしょうがないから、最後は自分が立て替えるよというふうに言われた校長先生もいらっしゃいましたよ。公会計にすることで町が対応できる訳ですから、学校の負担も非常に軽くなるし、これは前向きに検討していただきたいと思いますが、この国のガイドラインの前にできれば導入していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）国のガイドラインが出る時期というのを県に確認してみたんですが、まだはっきりとした時期は分からないという回答でした。今、議員がおっしゃられたとおり、国のガイドラインが出た後に取り掛かったのでは検討するにも期を逸すると思いますので、現在、県内の他市町で公会計化を実施している市町については、今、情報を収集しているところでございます。国のガイドラインが出た後に、公会計化について検討できるような、今、環境を作っているところでございます。また、各校の今諸費等の支払い等ですが、1校、諸費で現金払いがありますが、その他の学校は、諸費全て、口座引き落としとなっております。滞納、未納につきましても、昨年度は、2月時点の数字で申し訳ないんですが、1校につき1件だけ給食費の未納があった、それ以外は全て集金できているという状況でございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）未納が1件ぐらい、大変いいことだと思います。経済状況もあるんですけど、たかが未納が1件だからというんじゃなくて、やっぱり公会計についてはで

きるだけ早く取り組んでいただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（桑原） 暫時休憩をします。再開は13時です。

~~~~~○~~~~~

午前 1 1 時 5 2 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。15番、佐中議員。

○15番（佐中） 15番、佐中です。議会の度に引き上げる税や料についてお尋ねをいたします。毎年のように、当初予算で税や料が引き上げられております。ここ3年間でも平成28年度では後期高齢者医療保険が引き上げられました。平成29年度も後期高齢者医療保険が引き上げられ、平成30年度には国保は県統一により改悪につながり、介護保険料も引き上げられました。これらの引き上げは法律によるもの、県の条例によるものの要因が大であります。被保険者は確実に税や料の負担増となっております。

そこでお尋ねをいたしますが、地方自治体の本旨や役割から大きく乖離していますが、町長はどのようにお考えですか。お尋ねをいたします。

もちろん努力をされている部分もあります。大きくは、まとめてみると、各学校の耐震補強、保育所再整備、防犯カメラ設置、十分とは言えないまでも乳幼児医療費の拡大、かいた版ネウボラ事業、特定健診無料化、公民館整備事業、庁舎移転事業、駅南口土地区画整備事業、広島市東部地区連続立体交差事業、単位自治会への補助金等、多くの事業の実績もあり、限られた予算を最大限活用し、より効果の高いサービスもあります。

しかし、国や県の政治のあり方で主権者は町民や国民であるのに大企業優遇による政治のため、弱い者がいつも犠牲になっております。平和のこと、暮らしのこと、民主主義のことなど脅かされております。少子化を作ってきたのも、高齢化社会を作ってきたのも、雇用の形態を変えて低賃金を作り、格差社会を作ってきたのも、こうした政治の結果であります。来年10月から消費税を10パーセントに引き上げる予定であるが、100パーセント社会保障に回すといい、増税を押し付け、実際調べてみると、これまでやっていることは真っ赤な大うそ。だから、だんだん社会保障は低下をしておるし、だから

いつまで経っても、永遠に税と料の引き上げにつながっております。このような状況について町長の見解をお尋ねいたします。

二つ目の質問です。国保の都道府県化について。6月中に加入者世帯の2018年度国民健康保険税が決まる国民健康保険、安倍政権下で4月から始まった国保の都道府県化に沿って今でも高すぎる国保料を値上げする自治体が増えております。一方、独自に負担軽減を行う動きも、国の悪政につき従うのか、それとも住民生活を守る防波堤となるのか、国と自治体の姿勢が問われるとともに、負担軽減など求める新制度は市町村ごとの国保の財政運営責任を都道府県に負わせるもの、国の公費支出削減のため、医療費抑制や国保料の値上げ、取り立て強化につなげる新しい仕組みです。配慮というが、厚労省は昨年から全都道府県に市町村ごとの国保税を試算させる中、新制度への移行、初年度は市町村独自の国保税の引き下げ、一般会計からの法定外繰入れや、国、県の財源資源を使って最終的には住民負担に配慮と表明をしてきました。自治体や住民からの反発をおそれ、新制度に円滑に移行しなかったため、約5割の市町村は初年度に値上げをしない方針です。

一方で厚労省は一般会計からの法定外繰入れは赤字だとして計画的に削減、廃止すべきだと要求、そのために国保料の段階的な値上げなど、自治体に指南をしております。その中で厚労省の方針に先んじて法定外繰入金を削減し、18年度に値上げする自治体が出ております。国は法定外繰入金による値下げをやめさせようとしておりますが、繰入金は国が減らした国庫支出を一部肩代わりするものです。財政健全化や医療費削減は手段であって、目的ではありません。住民の命と健康を守る社会保障をいかに実現するかが大切です。

お金持ちから低所得者へと税と社会保障を通じ、所得再分配を強化することで生活を底上げし、地域経済の好循環にもつながります。国庫支出を抜本的に増やすことこそが必要であります。国庫支出金は昭和59年の49.8パーセントから平成20年には24.1パーセントに半減し、その結果、同時期の一人当たりの国民保険税は、全国平均で3万9,020円から9万625円へ急増しております。したがって、国民健康保険財政への国庫負担割合を計画的に復元をして、高すぎる国民健康保険税を誰でも払うことのできる水準に引き下げることが求められております。

併せて、進んだ自治体では第3子以降の国保税の均等割を全額免除、一人当たり年最大3万6,000円の減額が行われた自治体もあります。繰入金による値下げや第3子以降

の国保税の均等割の全額免除を提案いたしますが、町長の見解をお尋ねいたします。

次に、安芸バイパスと瀬野川の水質汚染についてお尋ねをいたします。国道2号安芸バイパスの久井原トンネルについて、地元住民が、建設予定地は元ごみ処分場で水質汚染のおそれがあるとしてルート変更を求める要望書を提出していましたが、強制取得したと先日報道されました。計画では全長約800メートルで瀬野川公園の地下を通る。公園は1974年から90年までの市の不燃ごみの埋立地だった訳です。住民は汚染された地下水がトンネルを通じ、川などに流出するのを懸念すると心配して工事前にごみを撤去するよう主張しております。トンネル下り線とごみ埋立地、第3灰区割りまでの距離は約15メートルとし、上り線は13メートルとしております。海田町としても、約45年前、飲料水としている瀬野川の水を守るため、昭和48年9月28日、海田町議会は反対決議をしました。それを直接当時の市長や市議会にも会い、中止するよう申し入れ、その後、常時、水質検査にも力を入れてきました。

しかし、広島バイパス、安芸バイパスの早期実現を願う一人でもあります。浄水源としている瀬野川の水質汚染対策はどのようにするのか、水質汚染に不安がないように求めるものです。その対策と国土交通省広島国道事務所の説明を町と町議会が求めるべきと提案をいたしますが、町長の見解をお尋ねいたします。

続いて最後ですが、海田町史の電子化についてお尋ねをいたします。4月に副読本「かいた」を送付、あるいは貸与していただきました。主に海田町の戦後のことが中心に掲載されておりますので、海田町史を電子化し、ホームページで公開するお考えはありますか。私は、町史を所有しておりますが、中々見る機会がありません。有形無形の文化資源を電子化して、誰もがいつでも利用できるよう、公開するように提案をいたしますが、見解をお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問の4点目については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

議会の度に引き上げられる税や料についての質問でございますが、1点目については、社会保障制度は生活の安定を損なわれた場合に健やかで安心できる生活を保障することを目的として、生活を支える給付を行うものでございます。高齢者人口の増による給付費の増加に伴い、税や料が引き上げられている現状ではありますが、後期高齢者医療

制度や介護保険制度等の各法律に基づく公的な仕組みを活用し、地方自治体の本旨に乖離することなく、社会保障の機能を果たしているものと考えております。

2点目については、町長就任以来、これまで、第4次海田町総合計画後期計画に基づき、町として発展していくために、個性豊かで暮らしやすいまちづくりという目標に向かって、海田町らしさを活かしたまちづくりに取り組み、限られた予算の中で最大限の効果が発揮できるよう、施策を展開しているところでございます。社会保障制度は国で制度設計されたものでありますが、町といたしましては、介護保険制度では介護保険料の改定に伴い、保険料の上昇を緩和するため、介護保険給付費準備金を取り崩したり、国民健康保険制度では県単位化に伴う保険税の急激な負担増を抑制するため、賦課割合の段階的な調整を行うなど、被保険者の負担軽減を図っております。引き続き、社会保障制度に関する国や県の動向を注視しながら住民の健康増進と介護予防に努めるなど、福祉の向上に努めてまいります。

次に、国民健康保険の都道府県単位化についての質問でございますが、今回の制度改革は公費の拡充措置による財政基盤の強化と県を一つの単位として、より安定的な財政運営を図ることで、国民健康保険制度を将来にわたって持続可能とすることを目的としております。そのため、県と県内市町が協議し、被保険者にとって公平で分かりやすい制度となるよう、県内のどこに住んでも同じ所得水準、世帯構成の場合は、同じ保険税額となる統一保険税率を将来的に目指すこととしています。海田町においては、保険税が一定割合以上増加するため、平成30年度は公費による激変緩和措置が適用され、更に賦課方式の変更等に対応した町独自の調整を講じることで被保険者の保険税の急激な負担増の抑制を図っています。このことから、一般会計からの法定外繰入金による国民健康保険税の引き下げについては、現状においては考えておりません。

また、第3子以降の国民健康保険税の均等割額の全額免除については、国民健康保険における負担軽減措置は財政支援を含め国の制度の中で行われるところであり、町で独自の軽減措置を行うことは、他の被保険者の負担割合となることから困難であると考えております。

次に、瀬野川の汚染対策につきましては、平成23年に開催された全員協議会の中で、広島国道事務所から施工中また施工後においてもモニタリング調査の実施を考えており、予期し得ない環境上の問題が発生した場合は、有識者の意見を得て対策を行うものと伺っております。町としても海田町の水道水の水源である伏流水の水質検査を、引き

続き定期的に行い、水質を監視してまいります。また、汚染対策の説明を求めることについては、国土交通省広島国道事務所から以前全員協議会で説明した内容から変更はないと伺っていますので、現段階では改めて説明をしていただくことは考えていません。

今後、工事内容等が明確になった時点で、町が国土交通省広島国道事務所から水質保全対策等詳細な説明を受け、水道水の安全性を担保した上で、議会の皆様へ御説明させていただきます。

それでは4点目については、教育委員会から答弁いたします。

国民健康保険の都道府県単位化についての質問の最後の部分、他の被保険者の負担割合と申しましたが、負担増ということで、訂正しておわび申し上げます。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）佐中議員の質問に答弁いたします。海田町史の電子化についての質問でございますが、海田町史発刊に際しましては、町内外の皆様から資料の提供などの御協力をいただいておりますが、作成当時、広く一般に公開するデジタル化を前提とした許諾はいただいております。また、資料の無断使用などのリスクやプライバシー等の配慮の要否、町刊行物として販売中の書籍でもあることなど十分精査した上で判断すべきと考えており、電子化について調査研究をしてまいります。しかしながら、海田町の歴史を町内外の皆様に御紹介できるよう、町ホームページの歴史コーナーについての内容を充実させるなど、より使いやすい情報の発信に努めてまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）議会の度に引き上げるいろんな料や税や、あるいは診療による窓口の負担増、いろいろ町民にとって負担増が非常に重なってくる。収入が多ければいいけれども、だんだん年金は削られる、給料も一時一番いいときは労働者が年間630万ぐらいでしたが、今は四百六十何万が大体普通のところなんですね。それで、いろいろ税や料の負担が重なってくる。社会やあるいは歴史や文化が発達すれば、我々の生活は本当に良くならなければならないのにどんどん苦しくなっていく。

私がよくよく調べてみると、この国の仕組みに大きな問題があるんですね。国保にしても介護にしても後期高齢者にしても皆そうなんですけれども。びっくりするほど大企業に対してもものすごい優遇している。例えば、2009年から2013年までの5年間、トヨタ自動車、世界でも有名な。この5年間で法人税を一円も払っていない。こんな状況が野放しにされている。

もう一つは輸出するときには、大企業は輸出戻し税、こういうものがあって、海田税務署が赤字になるほど、マツダに、輸出した場合に戻し税として還付している。日本で八つほど税務署が赤字になるほどね。こういう仕組みを大企業中心に大まけにまけてやり、そしてその儲けた利益の中から分配金として投資家にそれを支払う。

こういうことで少しでも余裕のある人については、一定程度の普通の生活ができるけども、そうでない人は、もうどん底の生活なんですよ。悲鳴を上げているような今の実態。だから、格差社会といわれる今の実態で、子どもを放ったらかして勤めに出なければならないような今の状況。そういう状況なのに、毎年税や料をどんどん上げていく。町長は町民の暮らしを守る、いわゆる地方自治の本旨に基づいてその目的に向かって行政をしなければならないのに、国や県の言いなりになって、これが当たり前のように提案されている。私はここに非常に不思議さを感じるんです。

私、共産党に入ったのは、少しでもいい世の中を残してやる、国民の苦難を少しでも軽減をする、その方針を掲げておるから、私は共産党に入っているんですよ。それが私の生き方でもあるし、悔いのない人生を生きたい。いろいろ人間の生きる道を持ってあってでしょう、それぞれ皆さんが。社長になることも一つの生きがいかもしれません、本当の人間の生き方として、そういう国民や町民の苦難の軽減、ここに基準を置きながら行政を進めていかない限りは、いつまで経っても暮らしはようならん。もうこのままずっといくと、本当に、税金を払うために生きていくような状況が、この先、見える訳ですよ。

ですから、私は町長に対して今のような実態、毎年ずっと上げてきておる。1980年代は、老人医療費60歳以上は無料なところがほとんどやった。65歳以上でしたら100パーセントがよその市町村では老人医療費が無料化だったのが、ちょっとずつ変更しながら現在ではこういう医療費という国民健康保険税を中心とする医療費は分かれてしまっていて、後期高齢者であるとか介護であるとか、こういうように分かれて、だんだん悪くなって、そういう福祉をお金で買うような今の状況、こういうところにメスを入れなければならないのに、毎年上げる、ここに問題がある。町長は、この先ほどの答弁の中には、国や県のそういう条例、法に基づいてやっている。町長の手腕、これだけ苦しんどるんだから、やっぱり手腕を出すべきだと。

この前の予算委員会でも言いましたが、国や法律に基づいて提案されるんやったら、町長も議会もいりやせん。私は、海田町は合併をしないで小さな町でもきらりと光る、

そういうまちづくりの中で、少しでも今よりか良いまちづくりを、その姿勢に立たなければならぬのに、町長、中々その努力は見えないが、町長の見解をもう1回聞きます。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）町長を補佐する立場の職員として答弁させていただきます。

今、海田町におきましても高齢化は進んでおりまして、その高齢化によるとどうしても医療費や介護に掛かる費用というのは上がってまいります。海田町は海田町としてできるところは精一杯努力させていただいて、住民の代表である町議会に諮りながら町政を進めておりますけれども、その中でやはり法の中で法の下で事業を進めていかないと、介護にしろ医療にしろ町だけで行うことはできません。そのために、皆さんの負担というのも軽減を図りながらも、ただ国におきましても軽減措置というのはずっとありますので、それを適用できる方は適用しながら、また負担が今後増えるということに対しましては、国の方へできるだけ公費負担のお願いをしながら、いろんな社会保障制度について運営を進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私は制度はよく分かります。制度は分かっているんですよ。国のあり方、地方自治のあり方の問題について尋ねているんです。今言われる少子高齢化、これは政治が作っているんですよ。平成元年に消費税をやりました、3パーセント。平成9年に5パーセント。そこからどんどん景気が悪くなってきた。併せて、そのときに郵政民営化も含めて雇用の形態を変えてきた。そうすると、いろいろこの非正規社員であるとか、あるいは雇用の形態の中で契約社員であるとか、一時的には良かったけれども、狙いはそうではなかったんですね。企業が必要なときだけ必要な人員を確保するためにそれをする。そうすると、必要がなくなってきたら首を切る。そしたら、安くても使わせてくださいということになるから賃金が下がってきた。それが平成13年度が一番ピークでした。それから、リーマンショックがあったりして、それからどんどん少子高齢化に向かって進んできた。これは政治が全部作り上げたものですね。

制度的には今部長が言われるとおりなんです。だけれども、私はそれ以前に、こういう問題を作り上げてきた、このことに問題が生じているからそれを改善するように町長はどう考えるのか。もちろん激変緩和、激変緩和するというのは上げるから激変緩和するんです。1年、2年は安くて済むかも分かりません。消費税を導入したときもそうでした。導入したときは皆さんに1万円ずつ配ったり、福祉給付金であるとか、あるいは

所得税も減税をしたんです。だけれども、今経つて29年、30年ですが、消費税をどんどん引き上げてきている。また来年の10月にはこれを10パーセントにする。

しかし、その消費税が100パーセント社会保障に使われているかといえばそうではないんですね。私、計算してみました。今の消費税の引き上げについて28年間でほとんど大企業の減税に充てられておる。当時5パーセントのときは86パーセントが企業の租税特別措置、これは大企業だけが優遇される税制です。これが充てられて86パーセント。8パーセントになってほとんど100パーセント近い減税が大企業に充てられておる。社会保障に本当に回っているかというところではない。だから、国債をどんどん発行して、一人当たり1,000万円の借金。今日生まれたら、今日1,000万円の借金を抱えて生きていかなければならないような今の状況。これは国だけです。県や町を合わせると、県はどれぐらいあるか分かりませんが、50万ぐらいあるとして、海田町でも今80億か90億かありますから、考えてみますと、二十五、六万、一般会計だけでもある訳ですね。

こんな社会をずっと繰り返していくと、どんどん負担をしなければならないような状況になってきておる。ここを改善する方向で政治家が取り組まなければ私はならないと思うんです。いつまで経っても良くなりません。私は少しでもいい政治を残してやりたい。だけれども、今のままでいくと、どんどん悪くなっていく。ここが私は非常に残念なんです。一生懸命苦労して、私は共産黨員ということで弾圧にも遭いましたけれども、でもくじけずに正しいことは何より優るし、これぐらいすばらしいことはないと考えて活動しておる訳です。だけれども、悲しいかな、どんどん弱い人がどんどん負担をして、知らないうちにどんどん戦争準備もされたり、暮らしにくくなったりしておる。ここの改善を町長が先頭に立ってやらなければ私はならないと思うんですよ。今、制度の説明がありましたけど、私は町長の政治的な見解を最初から問うておるんです。町長、どうですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）社会保障制度の現状に対する議員さんの思いということについては、それぞれに政治活動をされている方のお立場でお考えがあるというのは理解しているんですけども、我々、地方行政を預かる立場でございます。社会保障という非常に大きな財源の要る制度の運営ということで、やはり、これはどうしてもその法律に基づいたルールの下で、財源の確保等がなされておる訳ですから、その考え方を基本として制度を運営していかざるを得ないということでございます。

るおっしゃいました問題につきましても、やはり、これは国会でいろんなお立場の方々からその意見が出されて審議された経過としての法律ということでできておりますので、これについては我々は決まったルールに従っていかなければいけないだろうというふうに思っております。その上で、当然、その制度の中での裁量の余地というのはある訳でございますから、そこら辺についてはいろいろできることについて議会の方に御提案を申し上げて、議会の議決をいただいて、最終的に海田町の制度としているということでございますので、その点を御理解いただきたいと思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）おっしゃることは理解できますよ。それは今の政治の下で私が主張する共産党の国会議員は少ないですから、いくら主張してもそれは中々実現しにくい面があるんですね。しかし、多くの国民と一緒にそのことを運動して闘えば実現する可能性は大なんですね。だから、私は町民を挙げて町民の暮らしやすいまちづくりをするためにはその先頭に町長に立ってほしい。

今のままでいくと、もう大企業だけがどんどん伸びて、内部留保金というのが1年間で100兆円も、300兆円が今400兆円超しておる。あり余って使い切れないほど抱えておるような今の状況で、そのもとで安倍総理は3本の矢というのを出したんですね。3本矢の一つは、何回もここでも言うようですが、一つは金融緩和、二つ目には公共事業をやる、三つ目、企業が儲かったら皆さんの懐もよくなりますよ。ところが、これができていない。だから、格差社会がどんどん広がったり、貧乏人いうたら、ちょっとこの発言に問題があるかも分かりませんが、貧困層がどんどん増えて、改善の方向が見受けられない。ここのところを直していかん限りは、いつまで経っても生活が良くならない。

答弁を求めても同じ答弁で、私ももうあまり言いたくもないけれども、しかし、政治家である以上は、問題は指摘をして改善の方向に欲しい。その姿勢が欲しいんです。それが無いから私はここでどうしても、この問題を解決する方向でなかったら政治が良くならない。このことを強く強調して、答弁同じですから次進みます。

安芸バイパスの問題。私、ずっと調べてきました。先ほど、町長は23年に全員協議会でやると、確か23年ありました。しかし、調べてみると、平成28年に新たに国土交通省が28年の8月、資料いっぱい、七十何ページ出しておるんですね。新しくも出しています。その中でいろいろ調べてみると、久井原にトンネルを掘るんですね。ここは私地図を持ってきました。執行部が持っているかどうか知りませんが、拡大図なんですね。こ

れが山でここが埋め立て、公園、ここの白いところと赤いところの差が埋め立てなんです。それでトンネルをこことここに行くんですね。ここの差が13メートル。そうすると、これが600、こういう地図なんです。ここ、ちょっと飛びましたが、トンネル、ここが13メートル。それで、第1と第3の灰区のところの割りを通る訳ですね。長さが八百何ぼ、そのうちの3分の1ですから、約200、300メートルぐらいをごみの中を通ることになるんです。そうすると、ボーリングとかいろんな調査でどういうふうにしたのかよく分かりません。いろいろ関係者に聞くと、まさか1センチ、私、2ミリというふうに覚えています、ごみで仕切って遮蔽をする。私、当時、昭和48年にはもう議員になっておりましたが、そのときに広島市に何回も抗議し、あるいは実態も、その経過もずっと私見に行っております。そうすると、産業廃棄物がいっぱいあるのも事実です。それで23年のときには、ここに私持ってきましたよ。23年の分ですね。新しく平成28年にこれ作っているんですよ。これ、一部分、私抜き出して、どこをどういうふうに通るのかなと思ったりしておるんです。

それで、この実態を町長、知る考えはないんですか。今の答弁では23年にやったから知らんという答弁でしたけれども、実際はどう思うてですか。新しく28年に作って、事前評価、アセスメントの評価で出してきたと思うんですよ、これ。そうじゃなかったら出ないはずですから。どういうお考えですか。お尋ねします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）今回、新聞報道があった4月、この後に広島国道事務所の方へ確認に行ってまいりました。その時点で伺ったときは、現在、23年に全員協議会で説明した資料と変わったことで説明するものはない、今後工事を進めるに当たって、地元の説明する資料を作成中であるとは伺っております。ということで、今後、説明できる資料ができたなら、また伺いたいということで話はしております。28年の資料については、その時点では私どもには話はございませんでした。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私も23年度に作った資料を持って、ずっと見て、どうもいろいろ考えるのに新しいのを作っておるのではないかなと思って、安芸バイパス、東広島バイパス、インターネットで引いたら71ページの資料が出てきたんですよ。そこまでやり替えるとしたら、やっぱりアセスメントを作って、その評価のもとで発表しておると思うんです。全く変わらないという今答弁がありました。汚水もそんなに出ないと思うけれども、

しかし、これが長年にわたって重金属が出たり、たとえ水源にしておる瀬野川の水を今から何十年先か知らんけれども、広島県が統一されて取らなくなったとしても汚染されるのは事実なんですね。海田町が上流であるその瀬野の公園のごみについて、そこから汚水が出るようなそういう問題、ましてやトンネルを掘って、その条件が変わってくる。土地の関係の専門家に言わせればトンネルを掘ったために地下の水脈が変わってくる。こういうことも聞いておるんですね。

再度お尋ねしますが、28年度新しく国土交通省が作っておるんですが、これに基づく説明を私は町が求めるべきだと思うんです。そして、早期の実現を要望すべきだと思うんですが、町長の見解をお尋ねします。

○議長（桑原）水道参事。

○水道参事（久保田）今、上下水道課長がお話をしましたように、うちの担当の課長が直接、広国の方に行って、お話を聞いております。そちらの方からも直接、前23年のときと状況が変わっていないということで、我々の方も、あのとき全員協議会の方でも施工を説明いただきましたので、第1答弁でも言いましたが、改めて説明をしていただくというのは現段階では考えておりませんが、これからまた工事の内容とかそういったのが具体的に分かり次第、我々も水道の方を担当しておりますので、直接、もう一度お話しに行くことは考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）久井原地区の人があのトンネルを造るに当たって、元々コースを変更してくれという要望があったけれども、それをしないで直接強制買収して、ルートを変えないと。しかし、ルートを変えなかったらごみを全部撤去してくれという要望を出されておるんですね。一番恐れているのは、やはり汚水なんですね。その汚水が漏れるという可能性が大なんです。私はものすごい心配するんですが、私の見解の相違なのか、考えが分かるところなのかもしれませんけれども、どうも食い違いが多いという気がするんです。私は飲料水にしようとしまいと、もちろんしますから大事にせないけんけれども、やっぱり説明を、水が汚れる可能性が大ですから説明を求めるべきだというように思うんですが、再度お尋ねします。全くその考えはないんですか。

○議長（桑原）水道参事。

○水道参事（久保田）現在のところでは、いろんな環境基準、飲料水の水質基準とか、それらを全て満足しておりますので、現段階では説明を求めることは考えておりませんが、

先ほど申しましたように、今から工事の内容等が明確になって進んだ段階になれば、当然、我々も水道を担当しておりますので、水質の問題がありますから、しっかりその辺は話を聞いてきたいという具合に考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）先ほど、この地図出しましたね。ここの間が13メートル、これを見て大丈夫と思われますかね。ボーリングも何箇所かやっとなし、全部で860メートルあるのを、そのうちの約3分の1はトンネルなんですね。しかも、埋め立てた候補、第1と第3のところがひっかかる訳ですよ。そうすると、水脈の変更であるとかボーリングの仕方によって非常に変わってくるのではないかというように、私、ものすごい心配するんですが、水道参事、今言われましたけれども、心配ないと思われますか。私、ものすごい心配なんですが、町長は管理者ですが、町長、どうと思われますかね。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、国土交通省の方の広島国道事務所ですね、そこにおいては先ほどの答弁のとおりでございますし、変更がないと。更には、そこを管理している広島市のところがございます。広島市がその水源に関して管理しておりますので、そういったところを含めて現状どのようなになっているかというのは、今後、工事が進む過程の中にそれらが全て網羅して出てくると思いますね。そういったところの中で判断をさせていただきたい。そのデータを調査した結果に基づいて我々の水道の取水においては調査はしていますが、それ以外の上から流れてきたものに対しては、やはり調査すべきことがございますので、そういったところを踏まえながら、今後は情報が入手できた段階で議員の皆様にも説明をさせていただくように進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）終わりになりますが、今の町史をホームページに載せる問題で、調査研究をするという答弁をいただきました。しかし、今の時代はホームページ、あるいは簡単にそれを知るような状況を作るべきだと思うんです。昔のように、ずっと本を積み上げて相当の努力がなかったら見られないような状況でなくて、いつでも手軽にそれが調べられたり、見られたり、あるいはそのことによって歴史を知ったり。私は歴史の流れでなくて、歴史を縦割り、横割りにして、状況がどうであったかいうのを調べるというのも一つの方法だと思います。なぜこれができないのか、難しい手続が要るような答弁がございました。無断使用のプライバシーであるとかリスクがある、どういうふうなプ

ライバシーがあったりリスクがあるんですか。

私は兄貴が熊野の町史を作っておるんですが、兄貴に聞いたら別にどうってことないよと。公に発刊物としておるんですから、別に公刊物として発表するのに、なぜ電子化するのに問題があるのかお尋ねします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）この町史の公開の部分で二つに分けてお考えいただきたいんです。1点は、いわゆる現在ある町史のホームページの公開という部分でございます。ここでの問題は先ほど言われました。どういった問題があるかと言いますと、例えば、著作権法上です。例えば、複製の権利でありますとか公表権、それから公衆への送信権とか、実は様々な規定がございまして、最初の答弁でも申し上げましたが、当時、発刊する際に、資料の御提供はあくまで刊行物としての公開の部分での許諾はいただいております。ただ、議員、おっしゃられる広く一般にホームページ上でという許諾を実はその際には当然いただいておりますので、先ほど申しましたような権利部分がいわゆるハードルとしてかなりの分量、資料をいただいておりますので、それを個別に当たっていかないといけないというのが一つ問題があります。

もう1点、簡単に見れるのはどうしたらいいかという部分で、町史の方は先ほど申しましたように、ちょっと研究を続けさせていただきたいと思いますが、今のホームページ上で町の歴史のコーナーを作っております。ここを改めて内容を充実させて町民の皆様が発信をしていくという、2通りで今考えておるところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）終わります。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）8番、住吉です。3項目についてお尋ねいたします。

まず初めに、長期休業期間の児童クラブ開所時刻についてお尋ねいたします。厚生労働省の調べによると、全国の児童クラブにおいて長期休業期間中の開所時刻を午前7時台にしているところは、平成24年は4,008か所に対し、平成29年は7,116か所と5年間で3,108か所、約78パーセントも増加しております。昨年6月の一般質問において、私が長期休業期間の児童クラブ開所時刻を保育所と同じく午前7時15分にするべきと求めたところ、運営方法について研究を行うとの答弁がなされました。平成30年度当初予算において児童クラブ指導員の待遇改善と労働時間の延長をなされましたが、予算委員会

において私が開所時刻も早めることも可能ではないかと尋ねたところ、否定的な答弁がなされました。

昨年度より海田町では妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援としてネウボラ事業が始まりました。町ホームページでは海田町では安心して楽しみながら子育てができるように述べられておりますが、長期休業期間の保育事業においては開所時刻に切れ目が生じており、保護者の立場になれば切れ目ない支援で安心して楽しみながら子育てできるなどという文言はうそ偽りだらけだと断言せざるを得ません。

この夏休みから長期休業期間の児童クラブ開所時刻を保育所と同じく午前7時15分からにはいかがでしょうか。

続きまして、高齢者の住まいの確保についてお尋ねいたします。町内における宅地開発や住宅建設により長年住み慣れた借地借家から退去を迫られる高齢者が増加しております。町営住宅の入居基準における高齢者に対する配慮は、入居中優先の当選確率が増えるだけであり、単身高齢者に至っては第1蟹原住宅の1号棟のみ入居可能と非常に厳しいものになっております。一方、民間賃貸においては事業リスクから高齢者のみの世帯や単身高齢者が新規に入居するのは極めて困難であり、高齢者の住まいの確保が喫緊の課題であります。

以上のことを踏まえ、2点お尋ねします。

1点目、借地借家から退去を迫られている高齢者のみの世帯と単身高齢者の方が希望すれば無条件で町営住宅に入居できるようにしてはいかがでしょうか。

2点目、空き家を町が借り上げ、上記と同条件の方に低額家賃で貸し出してはいかがでしょうか。

最後に、大規模災害時の水の確保についてお尋ねいたします。平成28年12月定例会における私の一般質問において、災害用地下給水タンクの設置を求めたところ、石原配水池の耐震化済みと企業との協定が済んでいることを理由に、設置は考えていないとの明確な答弁がなされました。にもかかわらず、本年4月27日に開催された災害防止対策等調査研究特別委員会で示された地域防災計画の修正において、指定避難所等の整備の強化の一つとして、飲料水や消防水利を確保するため、飲料水兼用耐震貯水槽の整備に努めるとの文言が残されており、計画と議場での答弁に整合性が取れておりません。

また、道路が寸断された状況化における提携企業からの水の輸送の具体策はいまだに示されておらず、先の一般質問の再答弁で示された石原配水池から水を自衛隊ヘリコプ

ターで輸送するための対策もとられておりません。大規模災害時における水の確保は町民の方々の生命を守るためにも最重要課題であり、それを曖昧にしておくことは防災計画を絵に描いた餅にするものであります。

以上のことを踏まえ、3点お尋ねいたします。

1点目、先に挙げた一般質問に対する再答弁の中で、道路寸断時においても物資が素早く届くように、連携企業、自衛隊との関係強化に努めるとの答弁がなされたが、あれから1年半が過ぎた現在、どこまで対策が進んでいるのでしょうか。

2点目、石原配水池からヘリコプターで水を輸送することも可能と考えるとの答弁を私がそのようなことを求めているにもされたということは、執行部が自主的に検討されていたものと考えられます。海田町地域防災計画の臨時ヘリポート設定基準（地籍）に記載されている40メートル四方のヘリポートを石原配水池付近に設置してはいかがでしょうか。

3点目、海田町地域防災計画の修正においても、飲料水や消防水利を確保するため、飲料水兼用耐震貯水槽の整備に努めるとの文言を残したということは、1年半前の答弁を文書で明確に訂正されたものであることから、全小中学校に災害用地下給水タンクの設置をしてはいかがでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）住吉議員の質問に答弁いたします。長期休業期間の開所時刻についての質問でございますが、厚生労働省の平成29年放課後児童健全育成事業実施状況の全国調査によると、児童クラブの登録児童数及び施設数はともに増加しています。長期休業期間に午前7時台の開所をしている児童クラブは全体の約3割を占め、全国的に開所時刻を早める傾向にあります。

海田町におきましても、女性の就業率の上昇や児童数の増加により入会児童数が増加傾向にあります。中でも、長期休業期間のみ入会を希望する児童は通常時の児童数とは別に4校区全体で約90名となっています。長期休業期間のみの児童数の受け入れに当たっては、この期間のみの支援員、補助員の雇用が必要となりますが、児童数に応じた人員の確保は厳しい状況でございます。安定的な運営のため、今年度から常勤支援員の勤務条件を改善したところですが、家族の介護等諸般の事業により勤務時間を延長できないことから、予定の人員を確保できておらず、長時間勤務が可能な支援員の求人を行っ

ているところでございます。児童クラブの実施場所を含めた受入体制、運営方法など他市町の取組状況を参考に総合的に対応策を検討した上で、まずはできる限り早い段階で安定的な運営につなげてまいりたいと考えております。

高齢者の住まいの確保についての質問でございますが、1点目については、本町では地域包括支援センターが地域で暮らす高齢者の悩みや課題の解決に向けた支援をしておりますが、平成28年度以降、地域包括支援センターには宅地開発や賃貸住宅の建替えによる撤去についての相談が7件ありました。その中に住居が確保できないとの相談はなく、民間アパートへの入居や地域包括支援センターの支援による施設入所等により、解決しております。また、町営住宅は公営住宅法第22条に原則として入所者は公募しなければならないとなっており、無条件での入居は災害や都市計画事業等による住宅の除却等に限定されています。そのため、住宅確保要支援者に対して居住に関する支援を行うことを目的に組織された広島県居住支援協議会との連携による広島県あんしん賃貸支援事業などの活用を図りながら、住宅困窮者の支援に取り組んでまいります。

2点目については、議員が御提案のことも含め、住宅セーフティネット機能の確保について検討したいと考えております。

次に、大規模災害時の水の確保についての質問でございますが、1点目については平成28年12月以降、企業が被災することも考慮し、飲料水等の支援協力に関する協定を企業6社、井戸水を所有する企業1社と締結し、飲料水等の確保に努めているところでございます。また、自衛隊の計画する研修、連絡会等に職員を派遣するとともに、第13旅団の海田町総合防災訓練への参加や、行事等への町長である私が参加し、顔の見える関係を構築し、その強化に努めております。

2点目について、平成28年12月定例会においては、あらゆる手段を講じて、飲料水の運搬を関係機関とともに行っていくという趣旨での答弁でございました。ヘリコプターによる輸送はそういった可能性の具体例の一つでございましたので、ヘリポートの建設については考えておりません。

3点目について、地域防災計画は町域町民の生命身体及び財産を災害から保護するため、最善の対策を基本に定めたものであり、防災行政を整備推進していく上で念頭に置き、そのときの状況に応じて実行できるかどうか判断しなければならないものもあると考えているところから、貯水槽関係部分の記載について修正をしなかったものでございます。現在、災害協定の推進により流通備蓄の確保が進んでおり、貯水槽の設置につい

ては検討しておりませんが、災害の種類によっては有効な施設であることは十分に認識しており、必要な情報収集は行ってまいります。

ちょっと訂正させていただきたいと思います。高齢者の住まいの確保についてのところ、撤去と申し上げましたが、退去でございます。失礼いたしました。それと、もう一つは、住宅確保配慮者となるべきところを支援者と申し上げました。これも訂正させていただきたいと思います。改めておわび申し上げます。

○議長（桑原）住吉議員。

○８番（住吉）再質問に移ります。

まず、夏休みの児童クラブの開所時刻ですが、私は一般質問の事前通告で、午前７時１５分から開けたらどうかと通告させていただいておりますが、答弁が安定的な運営にっなげてまいりたいと考えております。これじゃ、やるんかやらんのかさっぱり分からんのですよ。どっちなんですか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）現在、児童クラブにおきましては、通常の児童の受け入れが増えていいる状況、また夏休み期間のみ受け入れを希望されている児童への対応に苦慮している状況です。受け入れに当たっては更なる支援員の負担が増えるため、この夏休みから開所時刻を早めることは現状の体制では難しい状況でございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○８番（住吉）１年前に一般質問したときに、長期休業期間中の運営方法について研究を行ってまいります。こういった答弁が再質問に対する答弁の中でもいっぱい出てきました。その研究の結果、どうなったんでしょう。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）昨年の議会でも児童クラブについての御質問をいただいた上で、昨年から課内の中で調査研究をする中で、この４月から支援員の勤務条件の見直しを行い、まず安定的な運営について検討を行っている状況でございますが、先ほどの町長の答弁もございましたように、４月から条件を変えましたが、中々予定の人員の確保が難しい現状でございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○８番（住吉）その待遇改善うんぬんいう答弁は確かにあります。そこを研究しますと。それよりも開所時刻の研究、これはどういうふうに。安定的な運営、待遇面は確かにや

っております。実質的に保護者の立場に立った部分においての研究結果はどうなっておりますか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） これまでも御答弁をさせていただいておりますように、早く時間を早めることについてはやはり支援員の体制がまずは大事となっております。そのため、安定的な運営のために今年度から常勤支援員の勤務条件を改善して、対策を練っているところですが、先ほど答弁いたしましたように、まだ確保ができていない状況。また、早めることについての児童の送迎方法や開所時刻などについても課内でいろいろ検討はしておるところですが、まだ結論には至っていない状況でございます。

○議長（桑原） 住吉議員。

○8番（住吉） 1年経って結論が出ていないというのはどういうことですか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（森川） 先ほども答弁させていただいておりますように、体制を組むには朝7時15分からということで、7時15分から夕方7時まで常に支援員の体制を組まないといけない。それに加えて、様々な子どもさんへの対応を支援員の方が抱えることになります。その体制を安定的にするためにもまずは支援員の確保をした上で、今後児童の送迎方法や開所時刻についても検討し、保護者のニーズも把握した上で対策を検討していきたいと考えております。

○議長（桑原） 住吉議員。

○8番（住吉） 1年前と何も答弁が変わっていないじゃないですか。検討します、研究します。1年経ったらまた同じ検討します、研究します、確保します。いつになったらこの問題は解決するんですか。前から言いよるように、保育所が7時15分から開けないけんいうことは、そのニーズがあったんでしょう。その子が小学校に上がった途端、8時で間に合うんですか、間に合う訳ないでしょう。それをどうするんかというのを1年前に聞いておいて、1年経って質問したら全く同じ答えが返ってくる。1年経って何も改善しなかったんですか。研究します、検討します、確保します、努力します。それだけです。何も変わっていない、答弁が。研究した結果、成果を出さないかんでしょうが。送迎の安全な方法、それも確かそういう答弁が1年前ありました。1年経った今、何も答えが出ていない。じゃ、どうしたらいいんですか、保護者にしてみれば。そう思うでしょう。保護者に聞かれたらどう答えますか。朝、学校安全ボランティアが立っていた

ら、去年よりも今年の方が明らかに7時半頃に保育所に送る保護者が増えているんですよ。7時半以前にもう。そういった方々はどうしたらいいんですか。

○議長（桑原） こども議長。

○こども課長（森川） 確かに保育所の御利用の保護者さんの方の朝の送迎が朝の7時台が多い状況については、こども課の方でも把握はしておる状況でございます。その対応として他市町の状況では、例えば民間活力の導入であったり、学校敷地外の受け入れの方法であったり、開所時刻を変更するために利用料金の再設定など、いろいろな見直しの中で他市町も児童クラブのニーズが高く、朝の問題も抱えている状況の中でこのような取組もしておりますので、他市町の状況を踏まえ、海田町のニーズを把握して対応について総合的に検討していきたいと考えております。

○議長（桑原） 住吉議員。

○8番（住吉） だから、それを1年前にやっていないんですか。今言ったこと。1年前に研究しますと言うたことの中に今言った答弁のことは一切含まれてなかったんですか。そういうことですね。今の答弁を聞いていたら。他市町の状況うんぬんかんぬん。じゃ、1年前の答弁は何だったんですか、執行部の、町長もひっくるめて。

町長はこう答弁しているんですよ、再質問に対しての答弁の中で。あくまでも町長の答弁です。研究を更に深めながら、深掘りを進めて、こういった対応をできるだけ早く解決していきたいというふうに考えております。

1年前に答えた結果が、今後も調査検討進めてまいります。何も解決していないじゃないですか。1年前の答弁はうそだったんですか、研究します。研究してないからまた同じ答弁が出るんでしょう、研究します。安全な送迎方法を研究します。1年前と答弁と変わっていないんですよ、何も。だから、この1年間何をしていたんですかと思うんですよ。人が確保できていません。1年前も同じじゃないですか。待機児童のときと同じですよ。あれこれ理由つけて、やりくりでごまかそうとしておったからとうとう待機児童を出した。民間に協力を求めたらすんなりオーケー。あれだって、もっと早う対処してりゃ、待機児童が出んで済んだんですよ、本来は。分かっていたんですから。

どうして分かっていることを1年間調査研究だけで済ましたんですか。どうして1年経っても答弁が何一つ進歩しないんですか。何もやっていないと同じじゃないですか。出生数増えているんですよ。ニーズが増えるのは当たり前でしょう。人が足らなくなるのは当たり前じゃないですか。仕事に出る保護者が増えているのも知っているでしょう。

待機児童が出たとき、そういうふうに説明したじゃないですか。児童クラブも同じでしょう。それなのになぜ1年間何も進歩しなかったんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）確かに去年調査研究させていただきたいと答弁させていただいて、課内で研究してまいりました。その結果として、支援員の処遇改善という形を実現させて、そして支援員の確保を図って行って、その先には住吉議員さんがおっしゃる開所時刻についても具体で進めていきたいというふうに考えておりました。しかしながら、やはり支援員の確保という点で現時点においても厳しい現状がございます。課長の方が答弁させていただきましたように、現在、民間活力の導入も含めて総合的に検討をしておりますので、今回のこの夏休みにつきましては現状の中で進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）確かに1年前の答弁の中で、課長が研究の内容といたしましては、現在、担当課で考えておりますのは賃金の改善であるとか、処遇面、後は勤務時間、またシフトの組み方とか、他市町の運営状況とか安全な送迎方法等について研究していきたいと考えておりますと。処遇面、勤務時間、シフトの組み方、確かに成果は出たでしょう。では、安全な送迎方法というのは、どういう答えが出たんですか、研究して。そういう答弁をしているんですよ、1年前。安全な送迎方法等について研究していきたい。1年経ったから答えが出ていますね。お聞かせ願います。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）安全な送迎方法につきましては、例えば、他市町でいえば、5時までの下校であれば、子ども同士での下校を、保護者のお迎えではなく子どもだけで帰したり、それから現状で行っておりますが、上のお兄ちゃん、お姉ちゃんと一緒の下校時間で低学年が一緒に下校したり、様々な家庭の状況に応じたやり方や、他市町では対応している状況について研究をしているところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）例えばの話は、1年間研究したんでしょう。その答えをお聞かせ願います。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）他市町の状況をいろいろ調べていきまして、保護者の送迎がない方法も検討はしております。ただ、昨今の事件のことも考えまして、このことにつつま

しては大変重要なことですので、今しばらく検討していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）今しばらく検討していきます、その安全な方法うんぬんかんぬんって、不審者の話なんて、去年、一昨年に始まった話じゃないです。まして、しばらくお時間をいただきたいというても、町長の答弁だと、できるだけ早く解決していきたいと去年答えているんですよね。今回もできるだけ早い段階で安定的な運営につなげてまいりたいと考えております。じゃ、いつ、早いというのは。1年ですよ。1年間があつたら子どもがすごい大きくなりますよ。皆さんの方が御存知でしょう。我々、皆さんも年取ってみたら、1年間なんてあつという間でしょうよ。だから、子どもは違うんですよ、その保護者にとってみても。議員になって、今9年目か10年目か忘れたが、行政の時間の感覚というのが、あまりにも世間とずれ過ぎとるんですよ。1年は長い。皆さんにとってはわずかな時間かもしれませんが。困るんですよ、毎年、夏に保護者が。今でも保育所に朝7時20分頃走って連れて行って、それから走って帰ったり、自転車に乗って仕事に行つとるような保護者も多いんですよ。その子がもう1年生になっているのが何人かおるんですよ。その保護者はどうしたらいいんですか。いつもいつも皆さん、できるだけ早く、できるだけ早くと言っていますが、私がこの問題を取り上げ始めて、もう9年か10年経つとるんですよ。当時の1年生は中学生よ。10年でもまだできるだけ早くと言いますか。皆さんにとってのできるだけ早くというのは、20年、30年の話ですか。だったら、今日生まれた子がええ年になっていますよ。

解決する気はないんですか。保育所が朝7時15分には開いているのに、なぜ児童クラブは8時なんですか。その45分、どうせえいうんですか。誰でもいいから答えてください。

どうしたいんですか。困っているんですよ、保護者。皆さんの方が御存知でしょう。いつになったら、これ解決するんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）平成27年からの夏休みから、それまで8時半でした開所時間を8時にしております。その後も御意見をいただき、いつになったらと現在も言っているんですが、私どもとしましていろんな手をそれなりに打ってきた中で、今、やはり支援員の確保ができないというところで難しいと申し上げております。できるだけ早くという部分も答弁させていただいております。それは、そのままでできるだけ早く

やっていきたいというふうに考えております。もうしばらくお時間ください。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）繰り返しになりますが、元々私が議員になったのは、今10年目か、あんと
き児童クラブ9時ですよ、開所時刻。仕事始まっとる。それを間に合わんから何とかせ
えといって8時半になった。でも、それでも間に合わない人がおる。やっとかさ、2、
3年前に8時になった。支援員が確保できませんという答弁を何遍も繰り返されておる。
じゃ、せめて安全な送迎方法を何か考えてくれるんか思うたら、何も答えが出てこない、
1年経つても。何で町長も副町長も考えてやらんのですか。何がネウボラですか。保育
の時間すら統一性が取れていない。何が子育てしやすい町ですか。どうしたらいいん
ですか。去年まで、保育所に子どもを7時15分、7時半に預けていて、親は、この夏休み、
子どもは8時からしか預かってもらえないんです、海田町。だから、何とかしてくださ
いと1年前にも質問して、町長はできるだけ早く解決していきたいというふうに考えて
おりますと答弁して、1年経つても何も変わっていない。おかしいでしょう、いくらな
んでも政治家として。何か少し前進しとるんかと思ったら何も変わっていない。答弁が
1年前と全く一緒。うそだったんですか、1年前の答弁は。おかしいでしょう。何で保
護者のことを考えてあげないんですか。指導員の確保が困難です、分かっています、昔
からそれは一緒。じゃけ、解決せなならんのでしょうか。出生数も増えています。働く女
性も増えています。若い人の転入も増えています。じゃ、もっとニーズが増えていると
いうことじゃないですか。町長は1年前、そういう答弁をしておきながら、なぜ何一つ
一步も前進していないんですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）住吉議員の御指摘、ニーズに対する対応が遅れているという結果になっ
ているというのは、今御指摘のようなことだと思います。そのニーズに対応できるように、
できるだけ我々も努力をしてきております。一番最初に始まれば、放課後児童クラブの
人数も非常に少ない状況であった、それを少しずつキャパを大きくしながら、容量を増
やして、その対応を考えてきた。更には、議員御指摘の時間の問題も9時から8時半、
更には8時という形のように動いていこうという形のもので今やってきております。そ
れが、実際の状況において追いついていない。一番簡単な例を言いますと、今指
導員を雇おうとした場合においても、今の社会情勢で、人を雇うことが非常に難しい状
況にあるということの現状が、今の我々の課題になってきております。それを解決する

のにはどうしたらいいかというのを、昨年一生懸命努力しながら今年度の採用もいろいろ工夫しながら、いろいろなところに連絡を取り、人員を確保するという形で動いてきております。それが実際には担保できていない状況でございます。そういったところを踏まえた中で、その解決策、送迎も含めて時間を早めるという、こういったものを含めながら考えていく施策が今から必要である、これは議員の要望に対するものに対しても我々も真摯に課題としてしっかりと認識しております。

そういった意味から、今後は、先ほど福祉保健部長の方から話がありましたように、民間のものも含めながらいろんな方法が市町で行われていますので、これを現状にできるだけ早く合わせる方向で進めていきたいというふうに考えておりますので、もうしばらくお時間をいただければと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）これ以上言うても多分答えは変わらんでしょうけども、そのもうしばらく皆さんがお時間をくださいという、ほんまに保護者困つとるんですよ。分かつとるでしょう。皆さんの方が、私よりよく御存知のはずです。保護者から直接相談を受けているんですから。人の確保が困難なのは別に指導員だけじゃない、どこの業界も今そうですよ。その努力しとるか、しとらんよね。この間の広報に、やっとかさ指導員募集中というのが載つとる。そのことを去年も指摘したんですよ。そこも改善されとらん。やってます、やってますって、何もほとんど改善していない。一步も前進していない。今日、この場でいくら言ったって変わらんでしょうから、ここでおしまいにします。今度、9月議会で冬休みからやれと言います。

次、高齢者の住まいの確保。これ、地域包括支援センターに相談すれば何とかなるということで解釈してよろしいですか、答弁を聞いておりますと。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）高齢者の住居に関する質問でございますが、今のところですが、退去に伴って住居が確保できないという質問や相談はございません。事前に高齢者の方から相談をいただければ、町長答弁にもございましたように、あんしん賃貸支援住宅や民間の不動産会社の紹介、また介護や支援が必要な方につきましては、福祉施設の入所などについて関係機関と連絡して個別に対応したいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）相談がない言うてから、今、結構困つとる人が、知つとるだけでも十数名

いるんですよ。言い替えれば、地域包括支援センターにまず相談してくださいということが周知されていないということじゃないですか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）議員、御指摘のとおり、確かに住まいのことについて、相談を地域包括支援センターにしてくださいという周知は不十分かもしれませんが、地域包括支援センターにつきましては、高齢者の生活全般の相談を受けておりますので、そういう点では今から相談をしていただければと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）そっちの方の周知をもうちょっとしておいてもらえませんか。こちらに相談にすれば、地域包括支援センターに連絡してみてくださいと言えますよ。知らんから、町営住宅申し込みしてくれというんですよ。でも、入居基準にあるように、ひとり暮らしだったら第1蟹原の第1号棟しか駄目なんですよ。めったに空きませんよね。空いても3階とか4階とか。

この間の福祉厚生委員会でも言いました。その辺の周知、とにかく何か相談があったら地域包括支援センターに、何か質問の趣旨と違ってきておりますが、住まいの問題、これから間違いなく出てきます。

とある地区、借地だらけのところ、もう立ち退きの話が出ていて困っている方いっぱいいます。そういった方々も要はどうしたらいいか分からんのんです、皆。私も住宅のことだからと思って、町でできるのは町営住宅しかありませんよと言うとるんですよ。今後、もうちょっとそこの部分を周知していただく訳にいかんでしょうか。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）今、御指摘いただきましたように、住まいのことも含めまして、地域包括支援センターについて周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）空き家の活用につきましては、今後、空き家の対策という全般の部分で検討を願えればと思います。

最後、大規模災害時の水の確保。これ、1点目の答弁、企業との提携は分かります。自衛隊との協力分かります。顔の見える関係を作るのは分かります。私が言っているのは、道路が寸断された場合、どうやって運ぶのかと、毎回言っとなるのに。その答弁がまた今回もないんですよ。企業といっぱい提携を結んどるの分かります。各避難所から

数百メートルの半径内にいろんな企業あります。飲料水販売しているところ、食料品販売しているところ。道路がなくなったら運ぶのがまず困るでしょう。そもそも町内にある企業は町内が大規模の災害に見舞われたら、そこも被害に遭いますよね。ということは、そこに企業に置いてある飲料水、使い物になりませんよねという話できます。

となると、被災地区外にあるその会社の倉庫から物品を運ぶということも考えられますが、道路が復旧するまでの間はどこの話なんですよ、水の確保というのは。そこにある部分の答弁がまた今回もないんですよ。

ここ数年、海田町の防災という取り組みは劇的に進化したと思います。町長だけでなく職員の努力もありますし、私が議員になったころに比べて雲泥の差ですよ、防災に関しては。最後の部分の想定がいつも平時を想定しているんですよ。業務継続計画の際にも指摘しましたが、本災から1日経てば職員の8割、9割が役場に来ている。あり得へんというねん。津波が来るのに。どうしてもその道路の部分だけがなぜか平時を想定しているんです、どの計画を見ても。

という訳で、今回、3項目について質問したんですね。道路が寸断された場合、どうするんや。前回言ったように、配水池からヘリコプターで運ぶために発着場を作ったらどうか。あるいは地域防災計画にそのまま残した貯水槽を造ったらどうか。どれも答えが返ってきていないんです。1年半前にしてから。

今回改めて質問して、ヘリポートはまず造らない。一例として挙げたまでですよ。それは分かりました。まず提携企業から飲料水を運ぶため、南海トラフ地震の震源域として大津波に見舞われました、海田町。道路は瓦れきだらけ、橋も使えない。もちろん、家屋も倒壊している部分多いでしょう。1年半前にも聞きましたよ。そんな中において、提携企業からどうやって避難所まで飲料水を運びますか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まず議員が御指摘のように、前回はいわゆる何の災害で何という想定をきちんととらまえずに答弁したところがございまして、突然ヘリというようなところもあったと思います。

被害を考えると、南海トラフ地震でございます。そこでライフラインの被害は被害調査報告書の中で、上水道断水人口1万4,926人。約、給水人口の半分ぐらいが断水すると。道路被害につきましては、国道2か所、直轄国道以外6か所というような記載がございます。そこら辺をとらまえますと、全ての道が全面的に破壊されてできなくなると

いうところではないと思います。もちろん津波の浸水があつて、浸水が引くとか、そういったときには当然車両等は使えないと思いますけれども、一応被害想定で示されているところについては、そういったところの箇所で行っていました。

今回、前回の答弁の後を踏まえて、昨年度の総合防災訓練のときに企業 9 社に参加していただきましたが、事前に町内、橋が何箇所落ちた、火災が起きて道路が通れないというような事前にこういう災害が起きたというマップを参加企業にお送りして、その上で訓練に参加をしてくださいというようなことをやって、その平均時間を取るというようなことをして細かい訓練を今積み重ねているところで行っています。

今後も支援企業につきましては、何らかの訓練をしようと思いますけれども、そういったことも踏まえた訓練、取り組みをしていきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8 番（住吉）結局そこができんことには、この数年間であんだけ協定を結んだことは大変素晴らしいことだと思います。最後の運搬ルートの確保がなければ意味がないですよ。大規模災害、それこそ南海トラフを震源域として地震が起きました、海田町は大体震度 5 強か 6 ぐらいですよ。その時点で家屋が多数倒壊します。道路の地割れが起こるかもしれません。そこでもってきて、津波が押し寄せます。車両やら瓦れきが押し流されてくるでしょう。あるいは、東日本の例を見るように、津波火災、瓦れきに火がついて燃えるかもしれません。実際、海田湾周辺、燃料、石油タンク何箇所もありますよね。

要は、瓦れきだらけ、しかも当然、海田市駐屯地も被災します。車両が使えません。ということは重機も使えませんね。その過程において、逆に言うたら、最初の数日、又は 1 週間ぐらいはよそさんの支援を期待すること自体がそもそも間違いじゃないかと思うんですよ。

だから、貯水槽を造った方が本当はいいように思うんですが、ところが、今回の答弁におきましても貯水槽の設置については検討しておりませんがと答えているでしょう。じゃ、計画から除けなさいよと思うんですね、地域防災計画から。計画には残す、じゃ、造れ言うたら検討しません。どうするんですか、ほんまに。大規模災害が起きたとき。そこが何も無い。

一応、各避難所、公共施設に水をいくらか備蓄しておりますが、焼石に水のレベルです。大規模災害を想定したら。各家庭備えてくださいといったって、頑丈なマンションに住んだる人はええでしょうけども。木造住宅に住んでいる人、備えてても一緒に流

されますよね、家と。

最低限のライフラインを執行部はどう確保しようとしているのか、要は数日から1週間レベルの、外部からの救援が期待できない状況というのは東日本のときにいっぱい見てきましたよね。どこからも救援が来ない。道路が寸断されているから。ましてや、南海トラフともなれば四国やら関西方面、がたがたですよ。よそからの救援が来るのにすごい時間が掛かると言うんですよ。その過程において考えられるのであれば貯水槽を造るか、飲料水の確実な運搬方法を作り出すか、どっちかなんですよ。

確認です。海田町としても貯水槽は、一応情報収集はするけどもやらないんですよ。今回の答弁を聞いても。貯水槽は造らないんですね。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）先ほど、町長答弁の方にもございましたが、地域防災計画に残した趣旨、これは最善の方策でございますので、最終的には我々もあつた方がいいのは十分認識しております。今、現時点でソフト対策の方も進んできておりますので、すぐという訳ではございませんが、将来的には緊急貯水槽というのも視野に入れて、設置については今現段階ではすぐにではないんですが、情報収集に努めて検討してまいりたいと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）逆に何を情報収集をしようと思つとるか分からん。掘って造れの話でしょう。財政的に難しいんでしょう。執行部が曖昧なことをするからこっちもあれこれ聞かにゃいけんようになるんですよ。今回の答弁を見る限り、設置については検討しておりませんとまず明確に答弁しております。じゃ、いいじゃないですか、これ。にもかかわらず、災害の種類によっては有効な施設であることは十分に認識しており、必要な情報収集は行ってまいります。どっちやねん。計画に残したんだったら、検討しなきゃいけないでしょう。でも、今回も検討はしません。でも、情報は収集します。どうするんですか。貯水槽を造ると考えてていいんですか。それならそれで今後もいっぱい質問求めていかにゃいけませんし、こっちも一生懸命調べてまいります。ところが、検討しません言うでしょう。分かりにくいんですよ。

要は、執行部の方針はどうなっているかが、逆に不安ですよ、その辺が。片や計画に残します、設置しますなんて書いておいて、いざ聞いてみたら検討すらしません。いやいや、何のための地域防災計画や。どうされるおつもりなんですかというのが率直な

感想です、水の確保に関して。提携企業から運びます、そういった訓練も行ってもらいます。南海トラフ震源域として考えたら、そりゃちょっと無理よと思うんです、誰が見たって。それこそヘリコプターをチャーターせにゃいけん話なんです。

地域防災計画に残したんだったら、もう一遍お尋ねします、災害用貯水槽、耐震型の貯水槽、設置を検討されてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員の提案、十分に理解できるところでございます。ただ、今現在、先ほども申し上げましたが、ソフト対策でいろんな対策を進めております。貯水槽についても防災計画に掲載しておる限りは、それも想定して今後考えていかなければならないものだと認識しております。今後につきましては、まずはそういった設置しておるところの研究などをさせていただきながら、本当に貯水槽があつたらどれだけの人が救えてどういった災害に効果があるのか、そういったことを研究しながら今後調査研究をさせていただければと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）調査研究させていただければと思いますって、検討すらないと答えたのにおかしいじゃないですか。執行部の中でその辺が統一できていないんです、考えが。じゃ、答弁で今後調査研究してまいりますという答弁でよかったんじゃないんですか。検討は考えておりません、でも、今聞いたら調査研究してまいります。おかしいでしょうが、思いつきの答弁をなささんなって。ヘリポートと同じですよ。調査研究するんですね。最初の答弁だったら検討しないと言うています。答弁が変わっちゃいましたよ、よろしいですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）町長答弁の中で、貯水槽の設置については検討しておりませんと。これまで検討してこなかったのは確かでございます。ただ、今回防災計画にも残させていただいたそういったものは、やはり必要な施設であるという認識の下にそれは全く否定するものではなく、我々も今後設置について研究しなければならないものと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）端的に聞きます。貯水槽の設置に関しては今後調査研究をするということによろしいんですね。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）我々もあらゆる手段を講じながら勉強させていただければと思います。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は15時。

~~~~~○~~~~~

午後2時49分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。

6番、兼山議員。

○6番（兼山）6番、兼山です。本日は大きく3点質問いたします。

行政事務について。地方公共団体の活動は文書に始まり文書に終わると言われるように、そのほとんどが文書を通じて行われています。したがって、文書の取り扱い、文書事務が正確、迅速に行われているかどうか地方公共団体の事務能率に大きく影響します。中でも、法制執務、公務員が法令の案文を起草する事務です。法令の体系を踏まえ、適切な立法技術により、適切な用字用語、言い回し、体裁を用いて表現することが求められる。法制執務は憲法や地方自治法により地方公共団体に認められた自治立法権に基づいて制定される条例や規則などの自治法規に関するものでありまして、文書事務、事務処理の基本、地方公共団体で取り扱う文書に関する事務の中でも最重要のものと位置付けられております。

しかし、平成29年2月、定例会では議案として提出されました海田町乳幼児等医療費助成条例の一部の改正をする条例案に脱字がありまして、議題となる前であったため議長により訂正が許可されました。また、今年の3月定例会では議案として提出された海田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に明らかに不備と認められる点がありました。更に予算委員会における質疑の過程では、教育委員会規則や水道事業管理規程の中でも規定の不備が明らかになりまして、それぞれ執行部からお詫びがありました。

このように、地方公共団体の根幹をなす法制執務やその他の行政事務の執行に相次いで不手際が発生しておりますが、どのような考え方や方針の下で行政事務を執行し、文書事務や法制執務に当たっているのでしょうか。

大きく2点目、国と郷土を愛する心の涵養について。海田町議会では遅ればせながら

今年の３月定例会より、本会議場、国旗と町旗を掲揚しております。これは法的にも国際的にも我が国を象徴する国旗と海田町のローマ字の表記「K」を図案化し、希望と繁栄を上部に伸ばしまして、円で町民の調合を象徴する町旗の下、海田町議会議員としての自覚を持って議会活動に臨むために掲揚したものであります。

国際社会におきましては、日本国民が諸外国の国民と交流し、友好を深め、平和を築いていくためには相互の文化や伝統を尊重することが重要であります。これは教育基本法第２条に掲げられているように、我が国の文化や伝統を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土、すなわち我が町海田を愛するという心があって、初めて成し得ることでありまして、自分たちの国を愛する心があってこそ、他の国々を尊重し、敬意を払うことができるのだと考えます。また、民主主義国家におきまして、国民が確かな主権者意識を持つためには国と郷土への思い入れや所属意識、愛する心が欠くことのできない大前提だと考えます。

このようなことから、学校現場においては、教育基本法や学習指導要領に基づき、国と郷土を愛する心を育む、正しい教育や主権者教育を徹底する必要性があり、更に国民一人ひとりが健全で正しい愛国心を持つことが重要課題だと考えます。

そこでお尋ねいたしますが、町長と教育長はこの国の郷土を愛する心、すなわち愛国心を涵養するということについてどのようにお考えなのでしょうか。また、どのように取り組まれているのでしょうか。

大きく３点目、手話に関する基本条例について。手話の理解と広がりを持って、地域で支え合う、住みよい町になるためにも手話に関する基本条例を制定してはどうでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）兼山議員の質問の２点目の教育委員会の部分については教育委員会から、それ以外については私から答弁いたします。

事務執行についての考え方や方針についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、文書事務は実務を進める上で大変重要なものであると認識しております。中でも、法制執務については条例をはじめとした諸般の規定における審査等に必要な知識と技術であるため、研修等により職員のスキル向上を図っているところでございます。今後、昨年度から実施している職員１人につき、原則一つの研修を受講させる取り組みを継続し、職員全体のレベルアップを図るとともに複数の目による十分なチェック等を行うこ

とで、同じようなミスを起こすことなく法令等に基づいて適切に事務を執行するよう努めてまいります。

続きまして、愛国心の涵養についての質問でございますが、教育基本法の理念に基づき、郷土を愛する心を育むことは大変意義深いものであると考えております。本町では先人から受け継いだ伝統と文化を更に発展させ、町民の皆様が郷土に愛着と誇りを持てるよう、第4次海田町総合計画後期基本計画に基づき、住んでよかったと実感できるまちづくりの推進を図っているところでございます。

次に、手話に関する基本条例についての質問でございますが、手話に関する基本条例は全国の自治体で制定が進み、県内においても既に制定された自治体もございます。本町では、障がい福祉計画に位置付けております手話奉仕員養成研修や手話通訳者派遣事業を実施し、手話を必要とする人が手話を通じて必要な知識や情報を取得し、意思疎通を図ることができるよう取り組んでまいりました。条例制定につきましては国、県における法制化の動向を注視するとともに、先進地の事例を調査研究してまいります。

それでは引き続き、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） 兼山議員の質問に答弁いたします。国や郷土を愛する心の涵養についての質問でございますが、平成18年に教育基本法が改正され、教育の目標に我が国と郷土を愛することが追加されたことを受け、平成20年に改定されました学習指導要領において、我が国の伝統や文化に関する教育について記載されているところでございます。また、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から完全実施されます新学習指導要領において、その趣旨は継承されております。

教育委員会といたしましては、今後ともその趣旨や内容を踏まえ、我が国と郷土を愛する態度を育む教育を推進してまいります。

○議長（桑原） 兼山議員。

○6番（兼山） それでは行政事務についての再質問からさせていただきます。

私の質問のところで、こういったいろんな不手際が発生しているんですが、どのような考え方や方針で当たっているのかという質問で提出しているんですが、答弁が今後法令等に基づいて適正に執行するよう努めてまいりますということなので、ちょっとすり合っていないというか、ということは多分適正に基づいてなかったのかということで、そういった分も含めまして再質問いたします。

地方公共団体の活動業務は、今ここで言いましたけど、文書に始まり文書で終わるといことで、文書事務の取り扱いについては海田町の文書事務取扱規程、公用文の種類、書き方、そういったことですね。そういったことにつきましては、公用文に関する規程、これがそれぞれ定められておりますが、現状を見ましたら、これは職員さんに徹底しているとはちょっと考えにくい。そこでお尋ねいたしますが、文書事務の取り扱いと公用文の作成、これについて徹底するのに研修するなり、勉強会するなり、定期的に実施してはどうでしょうか。

まず、そこについてお尋ねします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）ただいまの御指摘につきましては、積極的にその辺につきましてはしっかりと適正な文書事務が行えるよう、引き続き、研修を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）よくホームページの例規集を見るようになりまして、それを見ましたら、海田町の法令審査委員会、そういった規程があります。この第1条に、町の法制上の重要事項を審査し、自治立法に係る行政の適切かつ円滑な執行を確保するため、この委員会を置くとされています。この委員会の所掌事務は2条で、条例案と規則案、重要な訓令案と告示案、そして規程案、その他の町の重要事項で総務部総務課長が委員会に付議したものに審査するとなっています。そのように書いています。

ここで、またお尋ねしますが、通告例で例を挙げた一部改正の条例案、これについて、この法令審査委員会で審査しましたでしょうか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）各議案の審査に当たりましては、担当部署の方でまずは案を作成しまして、そして事前に法制担当の方で十分な目を通した上で、その上で起案、決裁という手続を取っており、ミスの起こらないような形での万全な対策をとるようには心掛けております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）そこは起案なり、そういった課でやっているのは分かるんですが、ちょっとまたお尋ねしますが、平成29年度、この法令審査委員会で審査した案件、これは何件あったんですか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）ただいま御指摘いただきました審査会につきましては、現在運用いたしておりません。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）せっかく例規集があつて、そのような規則があるんですが、なぜ審査しないのかについてお尋ねします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）確かに運用はしてはおりませんけども、実際の法令審査の中でそれに見合うだけのといいますか、しっかりしたチェック体制を整えて、同等の役割を果たしているというふうなところでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）ちょっと目線を変えてみますが、法令審査委員会というのは知っていたのか知らなかったのか、機能しなくてもよかったのか。申し訳ないですが、事務方の話でもいいんですが、副町長でもいいですけど、説明していただけますか。どうなんですか。存在すら知らなかったのか、しなくてもよかったのか、する必要がなかったのか、どうなんですか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）知ってはおりましたが、十分な運用というところまでは、現時点で行っておりません。そういう意味では私が十分な認識が足りない部分があったかもしれませんが、そういったものがあるというのは承知しておりました。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）例規集をずっと読んでみまして、そういった部分も指摘させてください。

文書に始まり文書に終わる。これ、今回キーワードなんですけど、法制執務をはじめとする文書の取り扱いが徹底されていない。法令審査委員会も機能していないですね。そうなってくると、町民への通達書、こういったもの誤送付しますね。こういったミスが続きましたら、改善、問題、こういったところに行きついてしまうと考えられます。

私もこの度見ましたが、例規集を見たら行政事務改善委員会規程、こういう規程もあるんですね。これ、1条、行政事務を改善し、能力向上、その能率の向上を図るために行政事務改善委員会が置かれ、所掌事務として第2条が事務処理方法の能率化に関すること、組織、機構の合理的改善に関すること、執務環境の合理的改善に関すること、

その他町長が必要と認めること、そういったことがされています。後、海田町行政事務指導実施要綱の第1条、これが民主的な行政運営を確保し、行政事務を適正に能率よく執行するために、行政事務指導について適切な事項を定める、第2条の行政事務指導事項として、1番が事務の処理状況、事業の執行状況、施設の管理状況、その他特命事項。この7条1項に事務指導は事務指導事項に定めて定期的に行うものとするを書いておるんですね。定期的に行うものと規定されているんです。第7条です。

また、お尋ねしますが、平成29年度に今度町長から行政事務改善委員会に諮問された事項、これ、何件あったかお聞かせください。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）0件でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）0件だったら改善も何もできませんね。また、ちょっとお尋ねしますが、第7条第1項書いていますね。事務指導は事務指導事項を定めて定期的に行うものとする、定めてあるんですね。3回言いましたが、やっぱりしていないんですね。ということは、結果も何も改善も何も出てこない。その場なんかでやっている状況。いわゆる機能不全、動いていないですね。ありそうでない、有名無実というんですね、これね。せっかくなんで聞くんですが、企画会議規則とか幹部会議規則、これはやっていますよね。そこについてどうですか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）まず、幹部会議につきましては月に1回ほど開催しております。企画会議につきましてはここ最近ありませんが、重要な案件について町の重要な施策について審議する会としてございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）ちょっと並べていろいろ再質問したんですが、結局、それが見えてきたことは今の法令審査委員会や業務改善委員会、行政指導事務、そこら辺が全部例規集にあるんですが、それをやっているのかやってないか分からない。そうなってくると、私、ホームページをよく見るんですが、例規集を開いたらすごく分かりやすいので、それが増えているばかりで何もそれが改善になっていないんじゃないんですかね。それは法制執務については、今回いろんなミスがありましたけど、その一部の職員に負担が掛かるんじゃないんでしょうか。

お尋ねしますが、やはり、私も分からないことをいろいろ職員さんに相談します。やっぱり職員さんってそういう英知を持っておられます。こういう行政事務文書なのに、こういった原理、原則、規則に則ってやればまず間違いはないんですが、誰かがどこかに知っているだろうという、ごく一部の職員に負担を掛ければ、ちょっと負担が大きいんじゃないんですか。そういったところも含めて、今後、そういったミスを減らすことができるためにも、今の規則なりを活用する考えはないですか。先ほどの私、緊急質問させてもらった中で、そういったことの規則に則ってやらなければ、職員さんはあれもこれもどこの規則に則ってやればいいのか分からなければ、そりゃ、負担掛かりますよ。私らも会社員であったときは、会社の規則に則ってやっている訳ですから、そこを抜きにしたら難しいですよね。どうでしょうか。今後、そういったことを基点として、こういった行政事務を取り扱う考えはあるかどうか。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）ただいま御指摘いただきました件につきまして、いろんな要綱等ございます。これら有効的に活用できるよう、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）今回もいろいろ議案も提案されてますし、今から早速そういった取組をしてください。

では次に、国と郷土を愛する心の涵養についてです。涵養という言葉調べています。自然に水がこうしみ込むような形ということなので、自然な流れという意味なので、それを涵養ということをあえて使わせていただいたんですが、これも私の提出したもので、答弁はいい、今の教育基本法に則ってたり、学習指導要領に則って、そうだなという答弁が返ってきているんですが、私が質問をさせていただいたところは、教育長は、町長はということを行っているんです。ただ、ここの答弁は教育委員会といたしましてということになっているんですが、再度、ここをお尋ねします。教育長もこの教育委員会といたしましてと同じようなお考えなんではないでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）同様でございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）町長とも言いますが、本町はなっていますね。答弁が、私は町長はと言ったのに本町ではという形になっているので、町長についても町長はこのようなお考え、

町としてお考え、同じなんですか、どうですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）町長は町を代表する長でございますので、本町はで答弁させていただいております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）今の学校設置者の話もありましたので、確認して、学校設置者は教育長だという、以前そういった事例がありましたけど、それは違いまして、一応確認のために町長は教育長はということの質問に対する答弁は町長も教育長もということで了解いたしました。これはいい答弁をいただいたので次にまいります。

手話に関する基本条例についての答弁ですが、いただいた答弁は、最後の末尾ですけど、国、県における法制化の動向を注視するとともに、先進地の事例を研究してまいりますという答弁なんですけど、今までの他の議員さんの質問とか答弁のやりとりを聞いて、今回もこのことについて、私の質問に対する答弁も含めてお尋ねするんですが、先進地の事例を調査研究すること、してまいることが、この海田町がオンリーワンの町なんじゃないかな。どうもここがすごくひっかかります。

私は西田町政になりまして、先進地の事例や先進地になることがオンリーワンかなと、それを目指しているのかなというふうに解釈をしていたんですが、そもそも論のところでは言いますと、どうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）総合計画の後期基本計画に定める海田町らしいまちづくりというのは、コンパクトな町においても地域地域、それぞれに特性がございまして、その地域特性に応じたまちづくりに取り組んでいく、これが海田町のオンリーワンのまちづくりでございます。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）一言言いますけど、するもオンリーワン、しないもオンリーワン、するもしないもオンリーワンでしたら、仕事量が2倍、する方もメリット、デメリット、しない方のメリット、デメリット、するもしないもメリット、デメリットで、6倍になりますよ。だから、ある程度、やる方向なのかやらない方向なのか、目指している方向を示さないとそれは職員の負担が掛かると思います。

そういうことで再質問をします。平成26年4月に町村では北海道の新得町がこの手話

に関する基本条例を制定されました。ろう者とともに生きるまちづくりを進めるために手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、地域で支え合う住みよい町を目指し、この条例が制定されたと、このようにありました。手話を使い、安心して暮らすことができるまちづくりに向け、取り組んでいるというものでありました。本町及び近隣市町においては現在も手話サークルや手話通訳士さんなどが手話の普及活動や通訳支援に取り組んでいます。第4次海田町総合計画にある目指す姿、障がい者が支え合いの地域でともにいきいきと暮らしていけるということからも、本町も手話に関する基本条例を制定してはどうか。

私、平成26年6月に提出した一般質問項目です。今、言ったのは。その答弁がちょうど4年前ですね、6月議会に。全国で県外に一つ、市町で3市町の4自治体、その時期ですね。条例を作っているところです。インターネットとかそういった情報はしっかりと取りながらすぐにでも研究してまいりたいということから4年が経ちました。今、30年6月です。全国で調べてみたんですが、5月10日、提出前でしたけど、いわゆる手話に関する基本条例が、手話言語条例というんですが、成立している自治体は合計で179自治体あるんですよ、もう既に。22道府県。町は19町。

端的にお尋ねするんですけど、制定する考えがあるのかないのか、海田町として。海田町としてのスタンスだから4年前に質問をさせてもらったんです。ここの答弁のことをもうやっていたんですね。4年前から。だから、これがどこよりも先にやるんだということで提案をさせてもらったんです。4年経って、今どうかなんですけど、何もこういう調査研究してまいるみたいなんですが、海田町は制定する考えがある方向での検討なのでしょうか。どうなんでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（日高）制定する方向で調査研究をしてまいります。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）最初からそこを書いていただければいいじゃないですか。だから、そういう気持ちは多分職員さんもやはり町長も議員も皆同じ方向を向いているはずですので、方向性を示すような答弁をいただきたいんですが、誰か答えていただきたいんですけど、もう少し調査研究しますということ、どういう方向に向いているか調査研究しますという答弁をいただけることはできないんでしょうか。そして、いつ頃、これが制定される考えがあるんでしょうか、どうでしょう。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）ただいま社会福祉課長の方が将来的には制定する方向で調査研究というふうに答弁させていただきました。このことにつきまして、町といたしましては障がい福祉計画の中で、意思疎通事業がまだ全部全てできていないので、限りある職員の時間というのを考慮いたしまして、優先度も考えまして、将来は考えていかななくてはいけないと思っておりますが、たちまち障がい福祉計画で手話通訳者の設置事業等につきましても考えていきたいということで調査研究、その優先度を考えて調査研究というふうに答弁させていただいております。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）だんだんずれてきているんですけど、する方向で調査研究するという考えで、改めてよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）将来的にする方向で検討はしていきます。調査研究をしていきますということです。

○議長（桑原）兼山議員。

○6番（兼山）終わります。

○議長（桑原）10番、久留島議員。

○10番（久留島）10番、久留島です。庁舎移転事業費などについて質問をいたします。

3月定例会の資料として配られた海田町中期財政運営方針の基本方針の中で、今後、公民館整備事業や庁舎移転事業、広島市東部地区連続立体交差事業など、多額の財源を必要とする大規模事業が控えているほか、老朽化する公共施設やインフラ施設の維持管理、更新費用が多額になってくる。また、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増大が見込まれ、歳出環境が厳しさを増すことが予想されるとし、将来世代への過度の負担を残さない持続可能な財政運営の実現に取り組むとあります。中期財政運営方針に挙げられた主な大規模プロジェクトの中でも、特に庁舎移転事業は事業費が膨大なものとなり、財政面で非常に大きな負担となるものです。

そこで、庁舎移転事業の財源内訳などについて、新庁舎整備基本計画にもありましたが、中期財政運営方針を踏まえ、改めてお尋ねいたします。

1番、備品の購入や引っ越し費用などを含めた総事業費はいくらぐらいを予定していますか。

2番、公共補償と一般補償による県からの補償をそれぞれ算定した場合、それぞれいくらぐらいを予定していますか。

3番、将来世代への大きな負担となる起債はいくらぐらいを予定していますか。また、そのうち地方交付税算入額はいくらぐらいを予定していますか。

4番、起債の償還期間と単年度の元利償還額はいくらぐらいを予定していますか。公共施設等整備基金の現在高と取り崩しはそれぞれいくらぐらいを予定していますか。また、今後、先の大規模プロジェクトが進んでいけば庁舎移転事業だけでなく、全体として将来世代への負担である起債の償還が非常に大きな問題になってきます。全ての起債期間が重複する訳ではないでしょうが、起債の全体像と償還計画はどのようになっているのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）久留島議員の質問に答弁いたします。庁舎移転事業費等については、海田町新庁舎整備基本計画で消費税抜きの金額でお示しさせていただいているところでございます。

1点目の御指摘の備品の購入や引っ越し費用も含めた総事業費については、工事費単価の変動リスクを過去の状況から想定して、約35.5億円から約39.8億円と見込んでおります。これは想定延床面積に全国の公務用建築物の平均建築工事費単価を乗じて試算したものでございます。今後の新庁舎の設計に当たっては華美なしつらえ等はせず、事業費の縮減に努めることとしております。

2点目の公共補償と一般補償の額については、県から示されておりませんので、補償金を除いて算定を行っております。

3点目の起債の発行額については、補償金を外して算出しておりますが、総事業費を約39.8億円とした場合、公共施設等適正管理推進事業債を約7.4億円、一般単独事業債を約21.9億円。また、地方交付税算入額を約1.8億円と見込んでおります。なお、補償金は事業費の控除財源となり、起債の額は減となります。

4点目の起債の償還期間については、借入期間を20年間と想定し、単年度の元利償還額を約1.6億円と試算しております。なお、この試算においても補償金を外しております。

5点目の公共施設等整備基金の現在高については、平成29年末現在で3.5億円の残高

があり、新庁舎整備期間中の必要な財源の確保に活用する予定としております。

次に、起債の全体像と償還計画についての質問でございますが、平成30年度から平成34年度までを経過期間とする海田町中期財政運営方針においては、5か年間で約86億円の起債を見込んでおります。また、平成34年度末の起債残高は約120億円となり、平成29年度末と比べて38億円増加する見込みです。償還期間については15年から20年間で試算しており、経過期間中の元利償還金は毎年度約10億円を見込んでいます。

中期財政運営方針については将来世代へ過度の負担を残さない持続可能な財政運営を実現するため、起債残高や将来負担率、実質公債費率等の目標指標を設定しています。

今後、広島市東部地区連続立体交差事業の負担金や新たな財政需要も予測されますが、総合計画の実施計画や財政収支見通し、財政運営方針を作成し、長期的な視野に立って計画的、安定的な財政運営を図ってまいります。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）再質問をさせていただきます。合同庁舎の土地購入価格の欄が一括して今言われたと思うんですが、この費用が公共補償と一般補償によるものとあると思うんですが、これはどちらを選択しておられますか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）補償の費用につきましては、現在、県から示されておりませんので、どちらの額についても算入はしておりません。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）それは県の方が示されないにしても、こちらの方でどちらが有利か検討しておられますか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）公共補償につきましては、実施設計等々が終わらなければ不明確な部分がございますので、算定等いたしておりません。一般補償についても同様に中々不明確な部分等がございますので、実際算定して比較するということは現在のところ検討しておりません。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）土地の代金は一応路線価で購入されると思うんですが、その購入価格はあそこの路線価が12万円になっていますよね。その路線価に対して建物が建っておりますから建物の費用を引いてもらえるものかどうか、そういう検討はしておられますか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）現在、県の財産管理課の方と話をさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）その話はどのようなになっておりますか。建物が建っているなら建物を壊す賃はどちらが持つか。また、建物が建っている場合は、一般補償の場合は。土地の評価が下がりますよね。だから、そこらのところは怎么样了か。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）現在、その辺についての詳細について県と話をさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）その検討が進行中なのに、既に庁舎建設はどんどん進んでいって、見積もりまで出て、設計に入って、もう発注しようかというところまで進んでいますよね。だけど、普通考えるのに、物を買う場合は、予算を自分ところで一応見積もってそれから返済ができるかどうか、計画してから掛かるのが普通じゃないかと思うんですが、そういう点はどうですか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）その点につきまして、基本計画の方で必要な面積に建築工事費を掛けて、後、そのほかの経費を加えまして、額を算定しております。補償金につきましては、仮に補償金がなくても事業が進められるよう財源計画を考えて進めるようにしております。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）今、答えられたのは補償金がなくても計画できるように計算しておりますと言われましたが、大体、この事業は連続立体交差事業で立ち退きになるから、その立ち退きの費用でもって庁舎を建てるというのが基本ですよ。以前のことを知らないんですか、おたくは。それが基本ですよ。移転事業でこの建物を壊して建てる、その代わりに庁舎を向こうへ建てるというのが基本ですよ。だから、本来からいけば、県の方からお願いしますと言うてこられて、そして向こうがこれだけでどうですかと提示されて、それについて考えて、だから町の負担でないんでいいんですよ、大体。充てさせてもらうんだから。それを補償費用がなくても試算しておりますというのはどういうこと

か教えてください。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）今、補償金の額が不明確でございますので、あくまで仮に補償金の額を除いた額で算定して、財源計画をお示しして庁舎移転の計画を進めさせていただいておるというところでございます。

○議長（桑原）久留島議員。

○10番（久留島）ちょっとそこらは私は素人で理解できないんですが、ここの役場を部長職で退職された方なんかから、この金額を見て、おまえらは孫の代まで借金を背負わせる気かいうて、私のところに言ってこられるんですよ。いやいや、まだこれは国の補償も出ますからと言うんですが、国の金も私らの税金の一部じゃないかと、だから、全部町民の税金が出ていく訳ですから、しっかり調査研究して、そして建設の方に携わってもらいたいと思うんですよ。もう大体20年で先ほど完済すると言われましたが、ほかの事業に対しても迷惑が掛からないようにやっていきたいと、町長から先ほど答弁がありました。

先ほどから教育問題でいろいろと話を聞いておるんですが、去年の12月の総務文教委員会で中学校給食の件も出ましたが、前教育長の答弁が、今の時点ではもう教育費は増やす訳には一切いけません、大プロジェクトの庁舎問題がありますからといって、泣きそうな顔をして言われましたが、これは新しく教育長来られましたから、ちょっと教育長に聞いてみるんですが、今、小学校の教育問題、また中学校にしてもしかりですが、教育費用がこれ以上出ないというふうなことは言われて、事あるごとに予算がちょっとないからというふうになって、先ほどの学校教育課長ですか、大事業を控えているからデリバリーしか計算に入れていないという答弁がありました。

○議長（桑原）久留島議員、質問からちょっと外れているような。

○10番（久留島）庁舎の問題で予算がほかへ回っているんじゃないかというふうなことで庁舎問題へ全部掛かっているから、それで教育費が削減されるからその満足な教育ができないと。

○議長（桑原）関連質問は分かるんですけど、もう少し本線へ戻していただければありがたいんですが。

○10番（久留島）町民の意見を代行しとるだけですからね。それで、これからオリンピック需要で庁舎建設もすごく高価な費用が掛かると言うんですが、教育問題、先ほど言

われましたが、この教育問題をプロポーザル方式でやられたらどうですか、教育長。意見を聞かせてください。

○議長（桑原） 答えなくても結構です。久留島議員、そこはちょっと質問を変えてください。久留島議員。

○10番（久留島）そこらのことで、どうしてもリンクしてくるんです、庁舎問題と。そして、教育委員の方でしっかり教育委員会の予算をしっかりと組んでもらって、十分に教育の方へ力を入れていただいて、そうした場合、オリンピックの需要も2、3年経てば落ち着くと思うんですが、そうすれば庁舎の費用も2割ぐらいは削減になるんじゃないかと思って、そしたら、十分に両立できるんじゃないかと思って、ちょっと聞いてみたんです。そこらは執行部の方、どうですか。

○議長（桑原） 企画部長。

○企画部長（鶴岡） 今後の財政運営の方向でございますけれども、当面、今後5年間の収支見通しということで財政運営方針を定めて適正な財政運営に取り組んでいるところでございます。また、この収支見通しにつきましては毎年見直しをしながら、長期的な視野に立って、取り組んでいきたいと考えておりますので、他の事業に影響のないような事業計画、庁舎だけではなくその町の総合計画の実施計画を定めまして、財政運営の方を行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 久留島議員。

○10番（久留島）分かりました。そしたら、県知事の方も高架事業がもっと進んでから庁舎問題に掛かれたらどうかというのを、先日も言っておられましたので、そこらも検討してこれから両立できるように運営していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（桑原） 7番、下岡議員。

○7番（下岡） 7番、下岡です。大きく2点について。

まず第1点、施設建設について。現在、海田公民館建て替えと新庁舎整備が進行中であるが、コスト抑制や早期完成への取り組みについて、成り行き任せで執行部の意思が感じられない。

1、公民館建替えについてコスト管理を問う。①検討開始時点の約7億円から始まり、基本計画で税込み10.8億へ、基本設計で13.5億、実施設計終了の現在、織田記念館込み14.6億と、計画が進むにつれ事業費が膨れ上がっている。労務資材費の上昇があるにし

ても、現公民館の機能をそのまま移転する基本コンセプトに織田記念館6,900万円を加えただけにしては高すぎる。最初の事業費見通しが甘かったのではないか問う。②実施設計において基本設計どおりに進めると、大幅に建設費が膨らむとして慌てて二十数項目にわたりコストダウンを検討している。そのため、実施設計完成が2か月遅れになったが、この作業は基本設計で検討されることであり、コスト管理がずさんではないか問う。

2、1点目、新庁舎整備の工期短縮、コスト管理について、基本計画では完成時期は平成33年度末となっているが、執行部は更なる短縮を検討するとしており、基本計画は二つの事業手法、実施設計を基本設計者が行くと、設計施工一括発注方式を上げている。いずれも基本設計、期間中に決定しなければ効果は出ない。いつ、工期短縮の手法を決定するのか即座ではないのか問う。

2点目、呉市は市長が議会で新庁舎建設を表明後、4年10か月で完成させた。基本設計と実施設計を同一業者が担当することで、合わせて1年3か月で終えている。また、この手法なら海田公民館のように実施設計になって基本設計内容を見直すような手戻りも防げる。時間や経費の節約を図るために実施設計を基本設計者に行わせる考えはないか問う。

3点目、3月定例会一般質問で、公共施設等適正管理推進事業債を活用して町負担を行って最大限減らすためにも、32年度末完成を目標とし、実施設計及び用地取得を30年度末までに終わらせる検討を提案したが、高架事業認可前の実施設計着手や用地取得は公共補償の対象にならないので、財源面も十分に検討した上で判断するとの答弁であった。どのように十分検討しているのか問う。

4点目、執行部は公共補償にこだわるが、一般補償では実施設計や用地取得の時期に何ら制約を受けない。財源面で公共補償の方が有利として、高架の事業認可を待つのは危険な賭けである。一般補償で腹をくくり、32年度末完成を目指すべきと考える。再度見解を問う。

5点目、パブリックコメントにおいて、建設コスト圧縮を望む意見が相当ある。執行部の答えは華美なしつらえとせずコスト削減に努めるであるが、基本設計の進め方を見ると、その姿勢が感じられない。呉市は計画設計監理費を建設工事費の2.4パーセントに抑えている。今回の庁舎建設ではこの比率は何パーセントぐらいになるのか、また全体としてどのようにコスト削減を図るのか、具体的に説明を願う。

大きく2点目。中学校給食について、教育委員会は中学校給食にデリバリー方式を採用する方針を固め、実施へのスケジュールも総務文教委員会で示したが、疑問点が多い。

①児童生徒や保護者へのアンケート実施前にデリバリーに決めており、その内容もデリバリーのみで自校調理方式等には触れていない。順序が逆であり、何のためのアンケートなのか、意味ないではないか、説明願う。

②保護者へのアンケートで、デリバリーについて、平成20年3月、利用率が低いことや公費負担の公平性に課題があることから中止したと述べている。このことについて、状況の改善見込みは解決策があつて、今回再導入するとしたのか、その有無と内容を問う。

③自校方式等では施設整備等の経費負担が大きくなるので、導入経費を考慮して、デリバリーにしたと述べている。財政理由だけでデリバリーに決めたのか、またどのような財政的理由、根拠で判断したのか、教育委員会単独判断なのか、建設時の起債比率、交付税措置と併せて問う。

④1日800食を前提に年間経常経費を試算しているが、自校方式で6,000万円、年一人当たり190食として1食当たり395円掛かり、デリバリーだと申し込み率50パーセントで3,270万円1食当たり430円である。この経常経費は固定費的性格が強く、当初の想定申し込み率を下回ると反比例して1食単価が上昇し、非効率になる。自校方式だと100パーセントで問題ないが、デリバリーの場合、公費負担の是非が問われる。見解を問う。ちなみに申し込み率を何パーセントと想定するのか。

⑤スケジュールにおいて多数の支持する方式の実現を検討することなく、財政の一面的理由だけで最初から最後まで少数の利用しか見込めない方式で突っ走ることは非民主的である。手法を抜本的に見直すべきと考える。見解を問う。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）下岡議員の質問の2点目の新庁舎整備の部分については私から、それ以外については教育委員会から答弁いたします。

新庁舎整備の工期短縮、コスト管理についての質問でございます1点目の工期短縮の手法の決定時期については、スケジュールや財源等を総合的に勘案し、判断してまいります。

2点目の実施設計を基本設計者に行わせることについては、期間短縮の手法の一つとして研究を進めており、基本設計が順調に進み、ある程度の形になる段階には方針を定

めたいと考えております。

3点目の整備スケジュールの財源の検討については、スケジュールの前倒しと事業認可の時期を勘案し、スケジュールの前倒しに伴い、公共補償の対象から外れることと、交付税算入額の増加分等を考慮し、町として有利なる方策を総合的に研究しております。

4点目の公共補償基準による補償を断念し、一般補償で早期の完成を目指す御提案ではございますが、町にとって有利となる方策を総合的に研究し、早期に新しい庁舎でより良いサービスを提供できるよう取り組んでまいります。

5点目の計画設計監理費の建設工事費に対する比率については、現在の積算段階では約4.9パーセントから5.7パーセントと試算されますが、呉市とは庁舎の規模が異なり、一般的には建築工事費は施設の規模による影響が大きく、大規模な建物の場合には相対的に設計と経費と割合が小さくなる傾向があることから、単純に比較することはできないと考えております。また、コスト削減の方策については、華美なしつらえにはせず、コスト削減に努めることはもちろんのこと、基本計画でお示しした様々な取組により、コストの削減を図ってまいりたいと考えております。

それでは続いて、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） 下岡議員の質問に答弁いたします。

公民館建て替えのコスト管理についての質問でございますが、1点目については当初は2階建て延床面積2,252平方メートルの建物規模で事業費を算出しておりましたが、基本計画において大ホールの規模を拡大するとともに多目的室を追加するなど、4階建て延床面積3,214平方メートルの建物規模で事業費を算出いたしました。また、基本計画では自家発電設備を設置するなど、3階建て延床面積2,785平方メートルの建物規模で事業費を算出し、実施設計では3階建て延床面積2,930平方メートルの建物規模で事業費を算出しております。それぞれの段階において、必要な機能を精査し、適正に事業費を算出したものでございます。

2点目については、基本設計における事業費は類似建物の工事費を参考に、推定工事費を積算するのに対し、実施設計では基本設計で決定した部屋の配置や構造等をもとに、経済性や構造的な安定性を検証しながら、柱や梁の部材、壁材、床材を一つずつ決定し、施工可能な図面を作成し、これをもとに工事費を積算することから、工事費に差額が生じたものでございます。この度、実施設計が2か月遅れたのは、事業費の削減やそれら

に伴う仕様の決定に当初想定以上の期間を要したものでございますが、当初の履行期間内に完了しなかったことは望ましいものではないと思っております。

今回、議員からいただいた御指摘を真摯に受け止め、仮称海田公民館の完成に向け、全力で取り組んでまいります。

中学校給食についての質問でございますが、1点目については、本町においては平成16年度から実施したデリバリー給食を申し込み者数の減少から、平成19年度をもって中止した経緯があり、昨年度から聞き取り調査を行った市町において、申し込み率が予想を下回ったことを踏まえると、再度デリバリー給食の導入を検討する場合には、導入に対する保護者の意向や申し込み希望状況を調査する必要があると考え、アンケートを実施したものでございます。2点目については、今回、再導入の検討に当たっては、栄養価が計算された給食の提供のほかに、貧困対策や子育て世代の負担軽減のための早急な対応が可能である点、多様な選択性があるというメリットを考慮したものでございます。デリバリー給食を実施した場合、一人でも多くの方に利用していただくよう、メニューや申し込み方法等、より良い方法を検討してまいります。3点目については、今回、デリバリー給食の再導入の検討に当たっては、財政面の理由だけでなく、栄養価が計算された給食の提供のほかに、貧困対策や子育て世代の負担軽減のための早急な対応が可能である点や、多様な選択性があるというメリットも考慮しました。中学校給食については、現在、教育委員会でその方向性を検討しているところです。

また、建設時の起債比率、交付税措置について、建設事業費に対しては、補助率2分の1で、学校施設環境改善交付金の活用が可能ですが、補助対象経費はかなり低めの建築補助単価と基準面積により制限が掛かります。また、交付税措置7.5パーセントの学校教育施設等整備事業債の適用が可能ですが、補助対象経費と交付税措置率が低いため、交付税は少額なものとなります。

4点目については、利用数に関わりなく費用が変わらない一括契約や利用数により費用が増減する単価契約等、複数の方法があります。契約の方法により公費負担が異なりますので、デリバリー方式の給食を実施するとした場合、他市町の実態や業者との個別の協議等により、最も申し込み率を高める方法で進めていきたいと考えております。申し込み率の想定ですが、特に数値は設定しておりませんが、今回の児童生徒、保護者アンケートや県内各市町の現状を踏まえ、35から45パーセントを考えております。

5点目については、昨年の12月議会でも答弁しましたように、昨年6月、県内22市町

に対し、各市町において実施されている自校、親子、給食センター、デリバリーの四つの方式別の調査表を送付し、主に中学校の給食実施に掛かる経常経費と、近年施設の新設等を行った市町には施設整備に要した経費について調査しました。7月から8月にかけて、回収した調査表を整理する中で、各方式で年間の経常経費がどの程度見込まれるか、大まかな経費規模を把握しました。また、平成28年度以降に新たに中学校給食を導入した福山市、尾道市、熊野町には8月下旬、教育委員会の職員が訪問し、担当者から導入に至った経緯、導入のメリット、導入後に発生した新たな課題、生徒、保護者の反応、今後の方針等について聞き取り調査を行いました。これらの調査からは、中学校に給食を導入する場合、自校方式、給食センター方式という調理場を新たに整備して給食を調理する場合、その導入経費に加え、年間数千万円の経常経費が見込まれるとともに、早急なる対応が困難であります。

本町において、現在、大規模な事業を計画していることを考慮すると、導入は困難な状況であるとの認識を持っております。なお、デリバリー方式については、他の方式に比べて導入経費を抑えることが可能ではあるものの、本町においては平成19年度をもって中止した経緯があり、聞き取り調査を行った市町において、申し込み率が予想を下回っていることを踏まえると、再度、デリバリー給食の導入を検討する場合には、導入に対する保護者の意向や申し込み希望状況を調査したり、それを受けての業務委託費などを精査したりするなど慎重な対応が必要であると考え、5月にアンケートを実施したものでございます。

こうした経緯を経ての今回の検討であり、これまでの手続は適正なものであったと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） 質問します。まず第1点目の海田公民館建て替えですけれども、ここに書いているように、一番当初は海田公民館について、やるか建て替えるかの検討から入っているんです。そのときの一番最初は7億円ぐらいからスタートしているんです。現時点で、確かに、延床面積が大きく増えたり、大きくというか、当初の2,200が最終的に2,900、3割ぐらい増えている訳ですけれども、経費が倍に膨れ上がってきている。

先ほど、久留島議員が言いましたけれども、自分の家を建てるときに、例えば2,000万で家を建てるのに、それで決断して結果として4,000万になったと。こんなことやりますか。あり得ないでしょう。早く言ったら、これ、詐欺みたいなもんじゃないですか。

去年夏に織田幹雄記念館検討委員会やりましたけども、そのときもこの公民館はその基本コンセプトは現公民館の機能をそのまま持っていく、生涯学習の拠点、あるいは地域活動の拠点、それに新たに織田幹雄記念館を加えるんだと。こういう説明をしている訳ですよ。機能的にそういうものであるのに、何で経費だけ倍に膨れ上がってくるのか、コンセプトは変わってないんですよ。織田幹雄加わって、7,000万弱が加わっているだけです。14億6,000万になっていますけど、今、入札が終わった段階では、執行残が1億1,000万ぐらしか出ているから、現在の時点では13億5,000万ぐらい。それにまだ、今の移転費だとか移転に伴う備品が入っていませんから、おそらく14億ぐらいに膨れ上がる。ちょうど7億からスタートして倍に膨らんできている。これって、当初の見込みが甘かったと認めざるを得ないんじゃないですか。機能は変わっていないんですよ。基本コンセプトが。織田幹雄が加わったのにしたって6,900万、予算上ですよ。増えているだけ。

そこはどうなんですか。再度、答弁してください。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（伊藤）今の基本設計の部分と実施設計での金額ということでお話をさせていただきたいと思いますが、基本設計の方では、いわゆる建物の機能とか部屋の配置、それから先ほど言われたような基本のコンセプトの部分でございしますが、そういった建物の基本構造を決定して、類似の建物の工事費、これを参考に推定の工事費を積算をしておるものでございます。しかしながら、実施設計の方ではその基本設計の方で決定をした内容、それを基に構造的な安全性も検証しながら、実際に一つずつの仕様を決定して、工事が実施可能な建物としての工事費を積算したものでございます。そういう過程の中で今の差額が生じたというふうに認識をしております、それについては、その時々適正な算出を行っておるというふうに考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今の説明は2点目の答弁じゃないですか。私が聞いているのは1点目ですよ。7億が、何で14億に増えるんだと、見通しが甘いからじゃないかと言ってるんですよ。そこはどうなの。今、2点目を一生懸命答弁しよる。基本設計から実施設計に何で増えたか。2点目のことじゃないですか。1点目の答弁をしてくださいよ。

○議長（桑原）生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本）まず1点目の概算工事費の件なんですけれども、これは当初計

画で、税込みで7億5,400万との試算をしておりますが、この時点での建物規模は先ほど教育長答弁にございましたように、2階建てで延床面積が2,252平米でございます。この概算工事費の根拠といたしましては、当時の類似施設の工事費を参考にそこから工事単価を引用しまして、1平米当たり31万円、これは税抜きでございます。これを採用して、延床面積2,252平米に乗じて算出した工事費となっております。それが第1点です。

その次なんですけれども、基本計画の段階で、税込みで10億7,600万円に増額になっております。これも先ほど教育長答弁ございましたが、建物規模が4階建て、延床面積が3,214平米に増えております。この際に用いた、この概算工事費の算出につきましても、先ほどの当初のものと同一ように、類似の工事費単価、具体的には31万円でございます。1平米当たり31万円を引用いたしまして、これに単純に先ほどの4階建て、延床面積3,214平米に乗じて算出したものでございます。

ですから、最初の当初の7億からその後の基本計画15億円超えになったものにつきましては、単純に建物規模が拡大したものによって生じた増額でございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） 建物規模といったって、今の2,200が2,900に3割ぐらい増えているだけじゃないですか。倍になっているじゃないですか、倍に。それじゃ説明が合わないでしょう。床面積が3割増えましたと、建設費が倍になりましたと、おかしいんじゃないですか。おかしくないですか。

○議長（桑原） 生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（倉本） すみません、説明が不足しておりましたので、追加させていただきます。その後、先ほどの基本計画の4階建ての延床面積3,214平米における概算工事費10億7,600万円から、その後、基本設計時においては13億4,900万円に増額になっております。この部分の増額の理由といたしましては、労務単価が上昇したこと、また新たに自家発電装置の設置などを加味したことなどが原因でございます。その後、最後に実施設計時において、最終的に13億6,300万円程度の概算工事費を算出しておりますけれども、これにつきましては基本設計時から個々の詳細な仕様を積み上げた結果、躯体の大型化等などが影響しまして概算工事費が増額になったものでございます。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） 何回も言うけど、途中経過、聞いてませんよ。最初のスタート時点と最後

の結果が倍になっているということを言っている。だから、スタート時点の7億が甘かったんだろうというて聞いているんですよ。

それ以上言ってもあれだから、2点目。今言ったように、基本設計においては確かに延床面積で平米当たりいくらだとかいう数値を使っている。実例単価。延床面積に実例単価を掛けていろんなところで計算されている。それで出てきたのが13億4,800万。それから実施設計で出てきたのが、去年の12月22日の説明資料によると13億6,300万。決算委員会で23か所にわたって修正を加えている、基本設計をね。何でこんなことをやったんかと。コストダウンだと。コストダウンのためにやりましたと答弁している訳です。決算委員会ですよ。

コストダウンといったって、基本設計から実施設計に1,500万増えているんですよ。コストダウンになっていないですよ。2か月遅れで一生懸命設計事務所と建設がやったんだろうけども、コストダウンをやっている。詳細設計で積み上げたら一体いくらのお金が出たんですか、実施設計段階に入って。詳細の今の部材拾ったり、材料単価を掛けたり、詳細設計を積み上げたら。いくらになって、23か所にわたってコストダウンを図ったのか。いくらなんですか、コストダウンした金額ですよ。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、基本設計と実施設計の違いというのは先ほど御説明があったと思います。基本設計を基に実施設計をはじいた段階で、途中経過としましては一時期15億8,000万円程度の金額が出ております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）今いくら言いましたか。15億8,000万。15億8,000万ということは、13億6,300万だから、約2億ですね、基本設計どおりにやったら15億8,000万。2億高い金額が出てきたと。これじゃ、何ぼなんでも高すぎるということで、2か月掛かってコストダウンをやった訳ですよ。そういうことですよ。違いますか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）実施設計は最終的に建物が建つような形での詳細な積み上げになりますので、積み上がって出てきた金額がまず正しいかどうかという精査をする部分と、後、機能的にどこまでの機能を費用対効果、ライフサイクルコストも含めた上で検討するかという、2本の検討がございます。それらの中で途中の段階がそのような金額で出てきたというものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）分かっていますよ。今の基本設計では延床面積で平米当たりいくらとか掛けて出したから。これはあくまでも概算ですよ。ほかの事例だとか過去の経験値なんかで出しているだけだから、それ、正確じゃないですよ。それを実施設計段階で細かく材料だとか、面積何メートルか全部拾い上げて、詳細に積算をしたら、今言うように15億8,000万、2億違っていたということでしょう。だから、コスト管理が甘いと言っているんですよ。2億、実施設計入って、実際にコストダウン、2か月掛けてやっとなる訳でしょう。そしたら、基本設計の段階で2億コストダウンできたという話じゃないですか。そういうことでしょう、結果的に。

いいですか。9月から11月まで2か月掛けてこの2億をコストダウンやっているんですよ、基本設計に手を加えて。基本設計者がやった基本図面に手直しを加えているでしょう。23か所にわたって。それならそれ、本来、基本設計の段階でやっておく話じゃないですか。実施設計になって想定よりも、計算の仕方は違うけども、慌ててやると。こんなずさんなやり方をやるんですか。そこがちょっとおかしいんじゃないかと、コスト管理が。どうなんですか、それは、そういうやり方って。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）その設計の段階、段階でコスト管理というのは必要だということは重々理解しております。ただ、設計がまだ変更する可能性が高い段階で、中々精度の高いコスト管理というのは手間が非常に掛かります。したがって、その設計の出来上がり、進捗度に応じて必要な精度のコスト管理ということで、コスト管理はさせていただいているところでございます。ただ、今回については、その辺の精度の誤差という部分で、我々が思っていたよりも大きく出た部分があるかと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）これって非常に大事なポイントなんですよ。これから庁舎建設が始まるんですよ。同じことをやるんですか。今、基本設計をやっているけども、基本設計、今概算で延床面積当たりいくらで計算すると、実施設計に入ったら実施に積み上げたら金額が違っていたと。また、基本設計に戻って手直しをするんですか。それを当たり前みたいに言うけども、とんでもない話でしょう。

次に庁舎建設の方に行きます。まず、1点目の更なる短縮を検討する、これは今の基本設計期間中に判断してまいりますということですから、今、基本計画では二つの手法、

基本設計者が引き続き、実施設計をやるか、設計施工一括でやるか、この二つの手法が基本計画では取り上げられているんですけども、この二つのどれをやるかというのをこの基本計画、今年の9月までに決めますということを答弁しているということによろしいんですか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）現在、基本設計に取り組んでおりますので、当然、実施設計が始まるまでには判断してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）それで、その効果を最大限出そうと思ったら、今出てきている基本計画の中にも書いていますけども、従来方式、設計施工分離発注で、実施設計者を行う場合、実施設計内容の前倒し検討による工期短縮が期待できる、こうなっている訳ですよ。だから、今の基本設計中に実施設計を前倒しにかぶって、基本設計とかぶって、実施設計を前倒しでやれば工期短縮効果が期待できるということですから、あれからいったら、基本設計が上がる9月頃になって実施設計者に引き続きやってもらいますといったって、その効果が出ないじゃないですか。今、現時点では、実施設計14か月になっている訳ですよ。実施設計の工期を短縮しようと思ったら、できるだけ早く基本設計者に実施設計もやってもらうということを言えば、基本設計者は実施設計を前倒しで検討する訳でしょう。9月になってやったって、やっぱり同じように実施設計14か月、10月から14か月という回答が出てくるじゃないですか。だから、その決定を早くしなさいということを行っているんです。即座にやったらどうかと、前倒し効果を出すために。言っている意味分かりますか。その効果が、最大限にやろうと思ったら、今日にでも明日でも、基本設計者に引き続き実施設計をやってもらうと言ったら、彼ら一生懸命今の実施設計内容、前倒しで検討しますよ。それが工期短縮じゃないんですか。どうなんですか。もう一度答弁してください。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）現在、基本設計に取り組んでおりますので、まずは基本設計をしっかりとやった上で、次の実施設計の工程に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）何度も言うけども、ここに実施設計内容の前倒し検討による工期短縮が期待できると書いておるんですよ。それをやらなきゃ、何の意味もないじゃないですか。

何で9月とか、そのころまで待つ必要があるのか、どうせ決めるのにこの3か月で状況が変わるもんですか。変わらないでしょう。9月に決めるのも今決めるのも。だから、できるだけ早く、ここの1、2か月が、実施設計が何か月で上がるかを決めると言っているんですよ。

ちなみに言わせてもらったら、5月にワークショップ、2回ほどやりましたね。このときに、現代計画野沢、今の基本設計者が来られて、会を主宰してやられましたけども、そのときにたまたま同じグループで現代計画の代表者の方と一緒にになったから、この前倒しということについて質問しました。例えば、仮に現在決めたら実施設計何か月で上がりますかと聞いたら、現在の14か月が11か月で実施設計を上げますと言っているんですよ。10月から11か月、来年の8月末には実施設計を上げることが可能ですよと言っている訳です。もう一つ聞いたのは、何で14か月も実施設計掛かるんだと聞いたんです。そしたら、今回は、免震構造、柱頭免震、これは建築確認に期間を要するんだと、通常、建築確認は2か月から3か月もあれば出るんだけど、今回、免震構造で海田町の場合は地盤が液状化するようなやわらかい地盤だから、通常書類手続による告示審査ではなくて個別審査が必要なんだと、専門家のちゃんとしたチェックを受ける必要がある。それを受けていたら建築確認が6か月掛かると。だから、14か月のうちの実施設計そのもの、設計図書なんか上げるのは8か月で上げるんだけど、6か月建築確認が掛かると、柱頭免震の個別審査のために。こういう質問なんですよ。だから、今の8か月を5か月に短縮することができると言っているんですよ。だから、今言うように早く決めて、基本設計者に引き続いて実施設計をやるということをやったらどうかということを行っているんですよ。9月に延ばす理由というのは何なんですか、一体。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）議員、御指摘のとおり、実施設計業務を基本設計業務に従事した業者に引き続きやらせるということは、期間の短縮につながるというふうな認識は持っております。しかしながら、昨年度、基本計画策定いたしまして、新しい庁舎の考え方をある程度具体的に文字で考えてはきてまいりましたけれども、今年度になって取り組んでおります基本設計業務において、まだ議員の皆様はどういった庁舎を造るといったものもお示しもできていない、まずそちらの業務がまだ進んでいない状況でございます。この状況において、その次の実施設計業務も、おたくにお願いをしますといったようなことは、まだお願いをするべきではなくて、まずは基本設計で、どういった庁舎を建てる

のか、議員の皆様にはちゃんとお示しをし、ある程度の方針が定まった段階で、次についての取り組みをしていきたいと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） それとこれとは問題が別でしょう。それはそれでやったらいいじゃないですか。基本設計が上がってくる9月なら9月頃で。それをやるなど言っているんじゃないですよ。それはやったらよろしい。それとは別に、今の基本設計者が実施設計を前倒しするということだから、そのことを決めてあげるだけだから、そこで内容が9月になってから、議員あたりからいろんな意見が出て、変更になったらそれはそのままスライドして実施設計も変えさえればいい話じゃないですか。何の制約にもならないでしょう。別の話じゃないですか。さも関係あるように言うけども。変えるんなら、基本設計、9月に議員の意見を聞いてから変えればいいんですよ。それにスライドして実施設計も変えればいい話だから。さっきも言ったように、公民館でその失敗をやったばかりじゃないですか。コストを、基本設計で概算の延床面積当たりいくらだと、実例単価やったらとんでもない金額になったと。実施設計、慌てて基本設計を手直ししているじゃないですか。同時にやればそういうことも短縮できるでしょう。実施設計でやる、詳細な積算、これは実施設計でやるものでしょう。だから、同時にやりゃあいいじゃないですか。やりゃ、早くその誤差が見つかるから早く手が打てるじゃないですか。並行してやっているんだから。そこはどうなんですか。もう一度答弁をしてください。

○議長（桑原） 企画部長。

○企画部長（鶴岡） やはり、事業の進め方の手順でいきますと、まずは、こういった庁舎を建てるのか、これを検討することだというふうに考えております。ただ、仮に、継続して実施設計の業務をお願いするということで決定が9月になったといたしましても、入札の期間の短縮であるとか、そういった短縮効果というのは見込まれますので、可能な範囲での短縮に取り組みながら、早期に新庁舎の整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 下岡議員。

○7番（下岡） ちょっとやり方が手ぬるい。早くできるものを、わざわざ3か月延ばして9月にする理由なんてないでしょう。今、現時点と9月ではどういふ状況の変化があるんですか。何の状況の変化もないですよ。あえて言えば、今言ったように基本設計が進むぐらいじゃないですか。進んだら進んだ段階でやりゃいい訳で、実施設計も直せばいい

い。

それと、先ほどから、久留島議員からも出てきたけど、一般補償と公共補償、3月定例会で今言ったように、私なんか、今の実施設計を引き続き、基本設計者にやらせてから、32年度末目指したらどうかと言ったら、どういう答弁をしましたか。高架事業の事業認可前に実施設計に着手したら、その実施設計が公共補償の対象になりませんと言って、答弁したんですよ。慎重に検討しますという意味は、事業認可がおりてから公共補償をパーフェクトに受け取ろうとしたら、実施設計に着手することも検討するということを言っているんですよ。そうでしょう。

じゃ、具体的に聞きますけれども、今、スケジュール、ここに基本計画で平成33年度末、具体的にいうと、平成34年3月ですよ。これから逆算して、今の実施設計を公共補償に折り込むためには、いつ事業認可がおりてなきゃいけないという計算はしていますか。してるかどうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）現在、広島県から伺っております平成30年度内の都市計画変更を目指しており、その後、速やかに事業認可を取得したいというものを前提として、基本計画では、スケジュールを立てさせていただいておるところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）いいですか。後ろからいうと、建設工事17か月、実施設計14か月、これだけ合計して31か月ですよ。それから、建設工事を決める入札の準備のために1か月、実施設計も別にやらすとしたら1か月、合計33か月ですよ。逆算して、34年3月から33か月引いたら、いつになりますか。平成31年6月ですよ。6月までに事業認可がおりていればぎりぎり平成34年3月に工事を間に合わせすることはできる。ぎりぎりですよ。今言ったように、途中で手直しだなんだやっている時間なんかないですよ。入札手続、それぞれ1か月ずつ。今、企画課長が言ったように、県のスタンスは平成30年度に都市計画変更をやりますと。平成31年度、速やかに国の事業認可を取得しますと。こういう説明ですよね。ちょっと建設部次長かなんかちょっと答弁してください。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）今、議員がおっしゃられた日程に変更はございません。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）その速やかに国の事業認可を取得というのは、6月までにおけるとい担

保はありますか。担保があるかどうか、間違いなくそこまでできるかどうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）現在、広島県が示しておるスケジュールに何月という表現は全く出ておりませんので、6月までという断言はこの場ではできません。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）ということでしょう。ということは、6月までに終わるかどうか分かん。

仮に8月までに延びたら、事業認可取得後に実施設計が入っていたら、3月なんて間に合わないですよ。早くても34年5月。このスケジュールはキープできませんよ。2か月ずれる。こういう状況にあるんですよ。分かっているんですか。こういう状況にあるということを。3月議会で、ようそういう答弁をするなと思って、後で計算したら。そこはどうなんですか、スケジュール。スケジュールという点で、まだ公共補償にこだわっているんですか。実施設計を公共補償で受け取ろうと、今まだ現時点でも考えているんですか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）現時点では基本設計でそのように示させていただいておるところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）だから、今言ったように、それでいったら34年3月の工事完成なんて担保できていないということを言っているんですよ。いくらおたくらが計画を示しているといったって、町がやることではないでしょう。県とか国がやることじゃないですか。人様任せで。そういう問題点がある。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）すみません、先ほどの事業期間の短縮でございますけれども、町長答弁にもありましたように、現在、事業スケジュールの短縮に向けて、事業認可の時期を勘案してスケジュールの前倒しに伴い、公共補償の対象から外れるものと交付税措置額の増加分等を考慮して、町にとって有利な方策を総合的に研究しております。研究の結果がまとまりましたら、またお示しの方をしたいと思います。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）だから、その時期を遅いというんよ。何でそれを後ろにずらすんか、もとの話に戻るから、これ以上言いませんけれども、一般補償と公共補償についてどうい

考えを持っているんですか。おたくら、しきりに公共補償というけど、確実に一般補償に比べて公共補償の方が高いと断言できますか。そういう裏付けを持っていますか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）現在、お示しされておられませんので、どちらがどうという答えはできかねる状況でございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）どちらがどうか分からん訳でしょう。分からんのだから、公共補償にこだわって、公共補償が確定するのはどの時期だと思いますか。公共補償、県から示される、最後の段階。一般補償は、例えば、今すぐでも県に頼んで出せと言え、県は出すことは技術的には可能なんです。去年の8月にこの庁舎の基礎調査をやっているんだから。一般補償、価値補償ですから、この庁舎を再度、現在建て直したとしたらどれだけ建設費が掛かるか、そりゃ、図面なんかで、今言った先の積算すりゃ、出る話。建設なんかいつもやっているから、建設なんかちょろいんじゃないですか。すぐ出るんじゃないですか、再取得価格なんか。それは無理にしてもある程度県は今言うように実施設計の設計図書なんか関係ない訳ですから、出そうと思えば、ここ調査しているんだから、県は出せるはずですよ。再取得価格。この前3月議会が終わった後、定例会終わった後、県に行って数名の議員さんと一般補償と公共補償の考え方を聞きましたけれども、一般補償はその再取得価格から減価償却年数を考慮すると、補償上は鉄筋コンクリート90年ですから、現在、この庁舎が昭和53年、40年経っていますから、90分の50価値が残っている。後、この途中で断念しなきゃいけないことに伴う運用益、損失額、大体これは1割ぐらいのものらしいです。これを加味して補償額というものを出すと聞いていますから、大体、それでいくと3分の2程度かなと、再取得価格のですね。というふうなおおよその検討はつく訳です。

公共補償は今の機能ですから、どういう機能を持つていくのかということで実施設計の設計図書を出さないと算定のしようがないと。おそらくこの庁舎が3,300、向こうが5,300ですから、機能面で床面積と比例するということになれば、今、仮にこの庁舎25億としても6割程度のものしか公共補償も出てこんだろうという想定はつきます。はっきり公共補償が有利だと言えるのは、加藤会館、保健センター、ここの機能もこの庁舎の分離することのできない機能だということで、認めてもらえれば、あそこが両方で1,000平米ぐらい床面積がある訳です。4,300平米分の評価をいただけるという

ことで、確かにそれなら有利だろうけども、そこについては県も今の段階ではシビア、絶対に言わない。そこが肝ですから。その公共補償にというんなら、それがとれる密接不可分の証明ができるんなら、公共補償の方がはっきり言って有利だと思うけども、それのはっきりしないうちは、どっちが高いか分からない。企画課長が言うとおりでと思うんですよ。

だから、それなら、どっちか分からない、その分かる時期というのは、設計図書を示した段階ではなくて、建設産業委員会で聞いたところによると、その算定金額というのは設計図書の積算ではなくて入札金額だと、こういう説明ですから、新庁舎の工事の入札が終わらんと公共補償額は確定しませんよ。ずっと先ですよ。それを当てにしてずっと延ばすんかということです。もう、それなら、今言ったように、早くやったらどうかということを言っているんですよ。仮に今決めれば、この10月から11か月で実施設計ができる来年の8月ですよ。そこから工事の入札準備、9月末にやって10月に工事にかかれれば、17か月、平成33年2月完成。32年度できますよ。今であれば。年度内。今のパーフェクトに国の公共施設等適正推進事業債を取れるじゃないですか。何でそれを考えないのかと、何度も言っているのに、何かよう分からん理由で先延ばし、先延ばしする。ベストな一番経費が短縮できることを考えたらどうなんですか、何でそれを考えないのか、ちょっと説明してください。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）先ほど、いろいろ御指摘ございましたが、議員の皆様方にも県の方へ行っていただいて、補償についてのいろいろな調査をしていただいたということで、その結果についてもお聞かせをいただいておりますのでございますが、そうした内容も含めて、今、議員が御指摘あった内容も含めて精査をして結論を出していきたいということで、御答弁で申し上げておる訳でございます。今少し、そのお時間をいただきたいと思いますので、御理解をいただきたい。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）時間ください、御理解くださいと、私はちょっと理解できませんけども、これ以上やってもあれなので、中学校給食、時間がないからやります。

アンケートを、それとさっきの質問で、学校給食をやるならデリバリーというような答弁がありましたけれども、デリバリーでやることに決めたんじゃないですか。総務文教委員会では申し込み率が低かろうが何であろうがデリバリーでやりますと答弁した

じゃないですか。もうデリバリーでやることに決めたんじゃないんですか。決めてないんですか。どっちなんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）中学校給食を実施するとすればデリバリーというふうにこれまでも答弁しておりますし、現在のその指針には変わりはありません。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）それでは、この総務文教で配られた今後の検討スケジュール、これによると、アンケート結果を、町長や教育委員会会議で、総務文教で実施が決定した場合という流れで、それ以後、具体的方法だとか出していて、30年度12月補正予算案計上で設備品費、これはランチボックスだ何だかんだ、来年4月前提ですから12月補正予算を出そうという検討をしている訳ですね。そこまで検討しているじゃないですか。これ、デリバリーでやろうとしてる。保護者アンケートでもその方針だと書いているじゃないですか。財政面から見て、自校調理なんかできないからデリバリーでやると、その前提でやっていますということだから、まだ決めてないんですか。どうなんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）まだデリバリーに決定とは言っておりません。中学校給食を実施するとすればデリバリーという方式を取るというのが現在の考えです。このスケジュールにつきましては、給食を実施するとした場合にスムーズに進められるよう計画を立てているものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）それであるならば、このスケジュールの中に実施が決定した場合と同時に、実施決定しなかった場合書くべきじゃないですか。実施が決定しなければやめるのか、自校調理で再度検討するのか、その辺のことが何も書いてないんです。流れとしてはもうデリバリーでやると、その一本やりじゃないですか。そこがちょっと曖昧というか、総務文教なんかとか今のアンケートなんかでは前提はデリバリーと決めている。

ということと、申し込み率、さっきの答弁は35から45パーセント。これは今のアンケート調査に基づいてこういう率を出したと思うんですけれども、保護者と児童生徒では違うと思うんですよね。保護者はどこのアンケートでもそうだけど、高い率だけど、児童生徒に聞くと非常に低い率。ちなみに、アンケート、差し支えなかったらどういう結果になったか説明してください。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）アンケートでデリバリー給食が開始された場合、利用したいかという問いに対して、小学生は利用したいと答えた割合は34.4パーセントでございました。保護者は50.2パーセント。中学校の生徒28.8パーセントが利用したい、保護者は40.4パーセント。児童生徒の合計では32パーセントが利用したい、保護者の合計は小中学校合わせて46.1パーセントが利用したいという結果でございました。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）どうしても保護者はとにかく学校でやってほしいから、デリバリーだろうが自校だろうがやってほしいと。だけど、児童生徒、特に中学生については自校調理に対するこだわりがあるから、申し込み率が低くなる。熊野町の例でいきますと、その率がものすごく格差がある訳ですよ。中学校デリバリー、28年12月、熊野町決めていますけど、その前に取っているアンケートでは27年6月にアンケートを取っているけれども、小学校のデリバリー希望者は18.7、保護者72パーセント。中学校給食希望者11.1パーセント、保護者62パーセント、これだけ差があるんです。実際にスタートしたらどれだけであったかという、28年度12月からスタートした28年度は実際の申し込み率は18パーセント。どっちかいうと、生徒の率に近いんですよ。11パーセントと答えている。それが29年度になると、35パーセントに上がってきて、現在は平成30年度は46パーセントぐらいに回復していると。熊野町の場合、小学校からデリバリーをやっていますから、デリバリー慣れしてるということで、多少高めに出ているんじゃないかと。ほかの市町ではもっと低いでしょう。20パーセントだとか、デリバリーをやっても。海田町でも多分そんなもんですよ。それを35とか45で設定したら、誤りますよ。何でかといったら、業者との今の入札いうか、契約方法にもよるけれども、35とか45といって率を示したら、業者はその申し込み率で設備の準備、あるいは人の準備をしますよ。仮に、35から45の真ん中をとって40パーセントだといったら、800人のうち400、320食だと。320食で設備を整えたり、調理員の配置なんかやりますよ。実際にやってみたら40じゃなくて20パーセントだったと。なったときにはさっきの設備投資なんていうのは、これはもう投資してしまっているんだから困る訳ですよ。だから、そのところを間違えたら大変なことになりますよ。熊野町でも実際そうですよ。40パーセントで見込んでいたのが18パーセントしかなかったから最初の28年度は1食当たり955円掛かっているんですよ。それが2年目、35パーセントに回復したら656円に落ちている。40パーセントに近づいてきて

いるからね。こういう結果があるんですよ。だから、申し込み率は相当慎重にやらんと間違える。早く言えば、この調理の設備投資を町がやるのか業者がやるのかの違いだけじゃないですか。調理員にしたって、町が雇って調理をさせるのか、デリバリー業者が自分とこでやるのかの違いだけじゃないですか。その違いだけで、今言ったように20パーセント、30パーセント、片一方は100パーセントですよ。そういうことを考えれば、自校調理でやるべきじゃないですか。

○議長（桑原） 下岡議員。時間を延長します。どうぞやってください。

○7番（下岡） ありがとうございます。特例だそうですから、今回のみの。ということですから、ちゃんと物事を整理して考えないと、財源面だけでやっていいのか。自校調理でやれば100パーセント、800食全部供給することになる訳です。デリバリーでやったら、今言うように、40パーセント前後で想定してもどんどん下がってきたら、業者との間、トラブルになりますよ。設備投資だってどうしてくれるんだと。よく考えてやってくださいよ、そこまでやるなら。とてもそういうことまで考えてやっているとは思えない。再度、デリバリーに決めるのか、もう一度見直す余地があるのか、そのところを最後に聞かせてください。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（小林） 実施をするとすればデリバリー方式には変わりございません。先ほど、議員が言われました財源面だけの理由ではなく、貧困対策に対する早急な対応、多様な選択性、様々なものを鑑みて実施するならデリバリーという方式には変わりありません。少しでも高い申し込み率になるように、現在、実施するとすればという過程なんです、他市町のいろんな取組を参考に調査研究しておりますので、全ての児童生徒にとってよりよいものになるように進めていきたいと思っております。

○議長（桑原） 本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条2項の規定により、これにて延会としたいと思います、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることと決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開催しますので、御参集ください。本日は御苦勞様でした。

午後5時02分 延会